

---

令和元年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 (第 4 日)

---

議事日程 (第 4 号)

令和元年12月11日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 13番 市山 繁 議員  
9番 小金丸益明 議員  
2番 山内 豊 議員  
7番 音嶋 正吾 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第 4 号に同じ)

---

出席議員 (15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 山川 忠久君  | 2番 山内 豊君   |
| 3番 植村 圭司君  | 4番 清水 修君   |
| 5番 土谷 勇二君  | 6番 久保田恒憲君  |
| 7番 音嶋 正吾君  | 9番 小金丸益明君  |
| 10番 町田 正一君 | 11番 鵜瀬 和博君 |
| 12番 中田 恭一君 | 13番 市山 繁君  |
| 14番 牧永 護君  | 15番 赤木 貴尚君 |
| 16番 豊坂 敏文君 |            |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

- |       |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| 事務局長  | 米村 和久君 | 事務局次長 | 村田 靖君 |
| 事務局係長 | 折田 浩章君 |       |       |
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	白川 博一君	副市長	……………	眞鍋 陽晃君
教育長	……………	久保田良和君	総務部長	……………	久間 博喜君
企画振興部長	……………	本田 政明君	市民部長	……………	石尾 正彦君
保健環境部長	……………	高下 正和君	建設部長	……………	永田秀次郎君
農林水産部長	……………	谷口 実君	教育次長	……………	堀江 敬治君
消防本部消防長	……………	下條 優治君	総務課長	……………	中上 良二君
財政課長	……………	松尾 勝則君	会計管理者	……………	松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか1名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、13番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、おはようございます。昨日もお疲れさんでございました。一般質問2日目のトップの登壇者の13番、市山繁が、市長に対しまして一般質問を行います。

質問事項は、通告に従いまして大きくは4点ですが、要旨として何点か上げておりますので、順次質問をいたします。簡潔な御答弁をいただきますようお願いいたしますが、最後の2点については通告だけのことでございますので、時間内に終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1項の県要望と今後の取り組みについて、①の今後の要望活動の趣旨の必要性と強調に期待するについてでございますが、去る10月31日、県への要望活動をされました白川市長、豊坂議長様には大変御苦勞さんでございました。

私もこのようなことには経験がありますが、県知事が前向きな御回答であれば気楽でございま

すけれども、そうでない厳しい状況であれば非常に緊張いたすわけですが、白川市長は壱岐市の要望として、県知事に対し、壱岐空港の整備等について、航空路の維持存続のためには、どのような機種でも運航可能な空港整備が不可欠であり、国境離島の保全の観点からも1,500メートル以上の滑走路を有する空港が必要であり、空港整備に係る調査費の予算確保の要望をされました。

中村知事は前回と同じく、依然として厳しく、空港滑走路の整備には巨額の費用がかかる。今回も同じく、費用対効果を徹底的に分析しなければならないし、国は実績主義であり、対応は困難と言われ、現在の1,200メートルの滑走路から300メートル延長するには300億円はかかる。私たちにどのような積算かわかりませんが、今回は工事金額まで提示されており、現時点での調査費を確保するには非常に難しいとの御回答であり、この要望は不可能と受けとめざるを得ないと私は思っております。

その厳しい雰囲気の中で、白川市長は首長としての立場で今回の要望理由として、新たに先般、県内離島航空でのチャーター便が運航したフジドリームエアラインの機種が壱岐空港にだけ離発着できない状況だった。このままでは、同じ離島である五島市や対馬市に大きくおくれをとると、壱岐空港滑走路延長を強調されておられます。私は、その姿勢に強く感動し、心強さと期待感を感じました。

これに対して、中村知事はどのような反応をされたか。そして、御回答はどのように示されたのか、できれば市長の感触をお聞きしたいと思っております。

次に、2項の今後の壱岐空港の方向性と取り組みについてでございますが、今回の知事要望は、山本県議も同席され、山本県議は、県として離島の航空路をどうするかであり、知事の回答からは、その方向性と言葉の足りなさを感じるのと不満さを見せておられますが、いずれにいたしましても、知事の御回答では、不可能と見て、現在のところでは期待を持ってないと私は思っておりますが、私が9月会議で一般質問をいたしましたように、現状では、ただ長崎と壱岐だけの航空路で、1日朝夕の2便の運航では空間時間もったいなく、利用・活用せねば進展もなく、空からの島外の誘客の拡大もできず、空港の存続も憂慮されます。

現在、国交の日韓中国との関係の悪化による影響で観光客も減少し、全国での日韓便も16航空が減便や運航がなされており、このため国内観光客に力を入れております。このような情勢悪化をピンチをチャンスとして、平成10年に撤退された全日空との福岡―壱岐間の航空路の復活の交渉が要望され、福岡便を利用する島外からの富裕層の誘客の増強と壱岐島民の利用を含めて実施されてはどうかと私も思っております。

それでは、話は私は聞いておりましたけれども、昨日の新聞で、長崎新聞に、対馬―福岡便の共同運航で全日空からORCがリースを受け、来春にも共同運航が始まるようでございます。こ

これは明らかにしておりますが、そして対馬市議会でも全協の中で今説明をされております。このように、大手空港からのリース事業が始まっておりますので、この点についても今が交渉の時期じゃないかと私は思っております。

次に、3項の壱岐空港と県外空港とのチャーター便の開設についてですが、先般、10月25日に、離島便などを運航する九州の地域航空会社3社と大手の全日本空輸と日本航空は、共同運航の拡大や旅行商品の開発を目的とする事業組合を設立されております。

これには、持続可能な地域航空のあり方に関する研究会が、平成28年6月より、航空会社を初め関係者が協力され、当研究会において14回にわたり議論を重ねてこられ、平成29年6月に公表されたことをもとに、九州地域航空会社3社と先ほどの大手の全日本空輸と日本航空の5社で、今後、各社は国と連携をしながら、営業や運航、人材確保や訓練などの協力もする方針で、国土交通省は昨年12月に、人口減少に伴い、さらに利用者が減少する見込みの地方路線を維持するため、各会社に対し、航空会社の枠組みを超えた連携を求める報告書を公表されております。

このように、航空離島便維持のため空路も改善されており、空港の有効利用が地方の活性化の一つであります。機材も省エネ対策で、民間航空では小型機の利用になりつつあります。壱岐空港では、先ほど申しましたように1日2便の離発着であり、この状態を有効利用するにはチャーター便の開設であり、各航空会社も利用拡大を図っているようであります。

島外近距離、例えば鹿児島、大分、四国の松山ですかね、その辺でも近距離航空で相互にチャーターを利用すれば、Q200、39席、ATRクラスの48席の機種であれば、乗客数もバス1台程度の人数であり、旅行会社も壱岐観光の富裕客の募集もしやすいと思いますし、開設には国交省の許可も不必要であるようでございます。各旅行会社の契約と空港の配置だけではありません。あるようでありますので、壱岐市の旅行会社と観光関係ですかね、よく協議をして、検討されて、これが実現できれば、空港も活気が沸いてくると私は思っております。それで、先ほどのリース事業でチャーター便の開設は進んでくると私も思っておるところであります。

以上で、これだけ答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 13番、市山繁議員の御質問にお答えをいたします。

知事要望についての御質問でございます。

空港の整備につきましては、平成28年から継続して要望を行っておりまして、本年度で4回目の要望となります。昨年までは空港整備そのものを要望しておりましたけれども、本年度は空港整備に係る調査費の確保の要望を行いました。

知事の回答につきましては2点ございまして、まず第1点目は、長崎—壱岐間の定期航路についての回答でございます。

現在、長崎空港と壱岐空港間で運航しているダッシュエイトQ200型機の2機が構造寿命の間もなく迎えようとする中、今年度更新予定の1機については、Q200型機の中古機の選定を終えて、来年2月から運航開始の予定であるが、本機体は令和5年ぐらいに退役となる見込みであること。

2機目については、来年度以降更新が必要となるため、後継機の検討時期を迎えているが、現在、壱岐空港の滑走路の距離を十分念頭に置いた上で、現1,200メートルの滑走路長で運航でき、現行機体と同程度の座席を確保できるATRという機種を導入について検討が進められていること。

また、大手航空2社、ANN、JALでございますが、とORCを含めた地域航空3社、日本エアコミューター、JACでございますけれども、それと天草エアコミューター、そしてORCの3社でございます。計5社によって包括的な業務提携を行い、連携して運営を行うため、地域航空の協業促進を目的とした有限責任事業組合が設立され、今後、機材、運航、整備方式の統一に向けた技術的サポート等が図られ、その中でATR機等への機材統一について、今後検討がなされていくとのことございました。

なお、最新の情報では、長崎—対馬間と福岡—福江間について、来年3月末から、現在運航の39席を有するQ200型機の2往復を、74席を有するQ400型機の1往復に置きかえて運航される予定とお聞きをしております。つまり、大型化により、1回のフライトにおける提供座席数が多くなりますので、2往復から1往復になる予定とのことであります。

これにより、Q200の稼働が減らせることになりまして、Q200については柔軟な対応ができるものと考えておりますが、今後、改めてQ200の後継機についても、その動向に注視する必要があると考えております。

県においては、壱岐—長崎間の定期航空路確保について御尽力をいただいておりますことには感謝を申し上げたところであります。一方、2点目の本来である空港の整備につきましては、巨額の費用がかかるため、国の支援が必要不可欠であるが、国が定めた採択条件をクリアすることが必要になること、さらに、過去において用地確保等が困難であったことなどから、現時点での調査費の確保は非常に難しいものと考えているとのことであります。

しかしながら、これまで、いわゆる定期航路の確保が主な内容でありましたけれども、現在では、インバウンド等国際化の推進、交流人口、関係人口の拡大、そして有人国境離島法も施行されるなど、環境が大きく変わっており、定期航路だけではなく、福岡、大阪、あるいは東京からのチャーター便などを視野に入れた取り組みが必要であります。

先般、県内離島をめぐるFDA、フジドリームエアラインのチャーター便が運航されておりますけれども、壱岐空港だけ離発着ができない状況にあったことから、1,900メートル滑走路を有する対馬市、2,000メートルの滑走路を有する五島市との航空路面でのハンデがあることが現実としてあらわれたところでございます。

このようなことから、壱岐市の発展のためには、何としても300メートルの延伸、つまり1,500メートル以上を有する滑走路の整備が必要であると訴えたところでございます。

また、壱岐市国境離島新法制定民間会議空港整備促進期成会との共通認識のもと、この壱岐市にとって重要課題に官民一体となって、壱岐市全体として推進することを確認していることも申し上げました。

私は、将来の壱岐市の子供たちのために夢と希望を残さないといけない。それが私の使命であります。そのためには、何としても1,500メートル以上の滑走路を有する空港の整備を実現しなくてはならない。そのための行動を粘り強く続けなくてはならないと強く思っているところでございます。

次に、今後の方向性と取り組みについてということでございます。

壱岐―福岡の航空路復活交渉について、また、壱岐空港と県外空港とのチャーター便の開設についてのお尋ねでございます。

壱岐―福岡間の航空路につきましては、平成10年度の平成11年1月にANKが撤退し、さらに平成15年にはORCが撤退し、壱岐―福岡間の航空路が廃止されてから、はや16年が経過をしております。この撤退の主な理由は、平成3年に壱岐―福岡間にジェットフォイルが就航し、搭乗率が極端に低下したからであります。

ただいま申し上げましたとおり、今後の空港の利活用につきましては、これまでは、いわゆる定期航路の確保が主な内容でございましたけれども、現在では、インバウンド等国際化の推進、交流人口、関係人口の拡大、そして有人国境離島法も施行されるなど環境が大きく変わっており、定期航路だけではなく、福岡、大阪、あるいは東京からのチャーター便などを視野に入れた取り組みが必要であると認識をしております。そのためにも、現在制約がある壱岐空港の整備が必要不可欠であるということは申し上げたとおりであります。

また、アジアの玄関口、福岡市をハブとして、壱岐、対馬、五島、屋久島の各市町が連携し、人の波を九州の各離島に拡大していくことを目的に設立された福岡市・九州離島広域連携協議会、通称Re島プロジェクトにおいては、各離島を飛行機でめぐるツアーとして、2018年3月に壱岐―屋久島間、壱岐―五島間のチャーター便の企画がだされました。

この企画は、天候の都合で実際には運航されなかったものの、これらに対応する飛行機については、壱岐空港の関係もあり、Q200が使用されることとなっていたことなどを考えますと、

今後、機種制限がある壱岐空港だけが取り残される可能性があることも排除できない状況と考えております。

壱岐―福岡航路の再開、また各県外空港とのチャーター便の運航については、現在の航空機の性能等を考えたときに、ATR等、1,200メートルでも離発着が可能な機体もあるかもしれませんが、やはり現壱岐空港ではその運航は厳しいものがあると認識しております。

しかしながら、現状等を見据えた今できる取り組みも進める必要があります。Re島プロジェクト等の取り組みの中で、チャーター便も検討してまいりたいと考えております。その延長上に福岡―壱岐の定期航路の復活が見えてくるものと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、1,500メートル以上の滑走路を有する空港の整備について、引き続き要望活動を展開してまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 今市長が言われたとおりでございますが、少し追質をさせていただきます。

壱岐空港は、立地条件のこともあり、滑走路が1,200メートルほどありますが、市長が強調されておりますように、現在のままの空港の滑走路では、同じ離島としては平等ではない。壱岐空港の滑走路ではQ400型が離発着ができないために、五島市では福岡へのニーズはあっても、400機がフライトしないと、先ほど申しました乗客数が運ばれないということで、五島市の議員からもそういう話があっておりました。そうしたことで、大変だと思えますけど、かなり、可能性はなくても、引き続き要望させていただきたいというふうに、私は1項については思っております。

2項については、先ほど申されましたように、福岡―壱岐空港はジェットフォイルの運航によって利用者が減少し、航路の撤退が予告され、住民の利用を図るために、平成10年、当時、振興局長であった内田正二郎局長の在職時に、福岡空路の存続の決起大会を開催いたしました。私が当時、壱岐郡4町議長会の会長でありましたので、その役職で利用拡大を呼びかけてきましたけれども、壱岐からの利用者の増強もできず、やむなく撤退となりましたが、現在は、先ほど申しましたように、国交悪化の関係で、福岡空港も何十億円の赤字が報道されております。関東、関西からの国内の観光客の誘致に一生懸命取り組んでおるように聞いております。

前回のこともあり、厳しい状況とは思いますが、当時とは事情も少し違っております。ニーズと採算性のことはあると思えますけれども、福岡空港の復活が交渉次第でできるのではと思っておりますので、ひとつ頑張ってくださいなというふうに思っております。

それから、3項めは、現在、壱岐市では空港の滑走路延長の要望をしているときに、小型機、

壱岐空港の滑走路に離発着できる福岡空港の開設や島外からの誘客のためにチャーター便の誘致等を提言しては、県の要望に逆行しているようなことになるわけでございますけれども、知事の要望も厳しく、不可能な状況の中、このまま次のことに取り組みもなくて、本当に空港の維持は困難となり、活気も失うことになりかねません。

知事の御回答にもあったように、国は実績主義と言われております。実績が必要課題であるならば、いろいろと研究し実績を上げなければ、県にも、国にも認めてもらえません。それならば、空港の利用開設しかありませんので、取り組んでみて、無理であってももともとでありますから、ただだめじゃなくて、取り組んでみてはと思っております。実績が上がり、滑走路の延長の必要性を認めていただくように、私たちも努力していきたいと思っております。

これについても、ひとつ何かありましたら答弁を、なければ結構ですけど。そういうふうにも思っておりますので、ひとつよろしく、空港については終わりたいと思っております。

それから、2項の郷ノ浦港ジェットfoilの専用浮き棧橋の要望についての質問でございますが、この郷ノ浦港ジェットfoil専用浮き棧橋の整備についての要望は、お客が安心安全で乗降できるよう、ジェットfoil浮き棧橋を早期完成の要望であっております。

この件は、お客の乗降の安全は必要不可欠であります。私も同僚からも、浮き棧橋の早期設置とターミナル周辺の駐車場の整備、立体駐車場の建設には質問もあっております。現在まで、それらについては改革はできておりませんが、私は前回の9月議会で進捗状況を質問する予定でございましたが、所管の話では、令和2年には採択される予定とのことでしたので、通告をいたしませんでした。

幸いに同僚の赤木議員が質問され、郷ノ浦港周辺の環境整備について質問をされ、1項めの質問で、郷ノ浦港に浮き棧橋の設置の提案が何回もあっているが、その浮き棧橋設置の状況はどのようになっているのかの質問に対し、部長の御答弁では、私が得た予測とは異なったところがあり、部長は、その説明には丁寧に答弁されておりますが、私には理解しにくい点がありますので、確認のためお尋ねをいたします。

まず1項め、浮き棧橋の件では、その内容が、昨年より市民皆様より多くの要望が寄せられたためと冒頭におっしゃっておられますが、この要望は、私のとり方では、昨年からではなくて、当初からあっており、議会からも安全性の質問や不満はあっております。昨年よりの要望とでは、昨年より多くの要望があったので市はようやく腰を上げたように、取り組んだというように感じられます。言葉尻をとるわけでございませぬけれども、大事な文言でございませぬので、このことについてお尋ねをいたします。

次に2点目は、本年度に入り具体的な設置位置の検討をなされ、当初は現在の乗降橋での掘り込み式で設置する案が進められておりましたが、九州郵船株式会社からの掘り込み式とした場合、



フェリーの保船作業に支障があり、安全な入港に影響があるとの意見が出されたため変更したと言われておりますが、私はこれに疑問を感じました。

この場所の件は、先般県より、郷ノ浦港ジェットフォイル専用浮き栈橋の設置場所については、元居港入り口の掘り込み式ですね、岸壁の、そしてフェリーが着岸している岸壁の中央、そして旧フェリー着岸場所の3カ所への問題点が示されており、これに対する県の具体策はありませんでしたが、県の問題点が示されておるのに、この掘り込み式の案はどこから提案があったのか。

また、掘り込み式で検討していたが、九州郵船からの意見が出たので場所の変更になったとありますけれども、唯一の運航会社の九州郵船株式会社は、この協議には参加していないのか、この2点についてお尋ねをいたします。

次に3項めは、場所の変更により、調整事項の手続で1年は空白となり、令和3年度からの新規事業採択に向けて取り組んでいると言われており、この掘り込み式の協議の案の1年が無駄となり、その空白が惜しまれて私はなりませんけれども、令和3年度の採択は期待できるかどうか。安心安全のための事業であり、早期の完成を願っておるが、その点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、2項めのジェットフォイルの乗降の安全対策についてでございますが、事業の安全管理対策は全て両市に義務づけられております。公共事業では、労働基準監督署が指導・監督を啓蒙されており、事業者は危険防止に十分な対策をとることに義務と責任があります。

航空路、鉄道、道路は、安全航海と安全運転は安全のためであり、乗客の乗降時の安心安全に九州郵船は対応すべきであります。乗降には、船員を初め、九州郵船の所長や、そしてスタッフたちが、方々が安全のために手助けをされておられますが、事故が発生しますと、その責任が問われます。唯一の運航会社を批判するのではありませんけれども、このことは当初から取り組むべきであると私は思っております。

ジェットフォイルの岸壁の海岸では、潮の干満から見て、お客の乗降には不合理なことはわかっておることであり、ジェットフォイル就航時か、またフェリーのターミナルの建設どきにすべきであって、乗降には危険性の少ないボーディングブリッジ、結局架橋が設置された時点であそこは、岸壁はあくわけですから、郷ノ浦港の整備の中でジェットフォイル専用浮き栈橋設置の提案を九郵は私はすべきであったのではなかろうかと。

そしてまた、県の港湾課や港湾整備担当課でも必要性を指導すべきだったしと私は思っておりますし、県でも、地元が要望してから場所についても問題点は示しても、何も具体的な指導も示されないで、掘り込み式の案で、この事業におくれた上におくれをとると。ジェットフォイルの就航から次の更新を要望するときまでの約30年間、二十七、八年ですかね、間をジェットフォイルの浮き栈橋の設置ができなかったのは、非常に私は残念に思っております。

長崎市の港は、地元でもありますけれども、港も恵まれておりますけれども、全て栈橋が設置されております。きのうの新聞にも、この長崎空港の新浮き栈橋の計画が、これは県のIR誘致に見据えての整備でございますけれども、こうした事業がもうすぐ8年間の計画で53億円、今年はその測量調査、設計費などで1億6,500万円を計上するという見通しであります。

ここの浮き栈橋は、それから見れば微々たるものでございますから、そうしたことも考えていただきたいなと思っておりますし、離島は、海上は海からの玄関口でありますし、高速のジェットフォイルの楽しい船旅をされても、着岸して、弱者や大きな荷物を持っている方は非常に不愉快で不満さを感じているように思います。

壱岐も対馬も同じでございますけれども、離島を本土並みとの政策を県は考慮していただき、苦言となりましたが、私はこの点についてのそれを感じておるわけでございます。

そして、駐車場の件でも、県の所有であっても、管理運営は地方であります。それを有効利用するために言っておるわけですから、県もその点は理解して、早期の、離島のことを考えて私はやっていただきたいと、きょうは苦言になりましたけれども申し上げる次第でございますが、これについて、市長の御見解をお尋ねしたいと思っております。市長でも管理のほうでも結構ですけど。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 13番、市山繁議員の御質問にお答えをいたします。

郷ノ浦港ジェットフォイル専用浮き栈橋の事業計画において、運航者の意見等が反映されていないのではないかと御質問でございます。これまでの郷ノ浦港ジェットフォイル専用浮き栈橋計画の経過につきまして御説明をいたします。

以前から設置要望がありましたが、県振興局と協議を進める中で、港内が狭く、操船などの関係からフェリー接岸や漁船の航行に支障を来すため、現在地付近の浮き栈橋を設置することは困難な状況にあるということで、事業計画は進んでおりませんでした。

しかしながら、昨年度に入り、市民皆様より多くの要望が寄せられ、その中でも壱岐市身体障害者福祉協会、壱岐市老人クラブ連合会、一般社団法人壱岐観光連盟から要望書が提出をされました。

そのような中で、昨年12月に県港湾課、壱岐振興局、市水産課で九州郵船本社へ出向き、ジェットフォイル専用浮き栈橋の設置位置について協議を検討をいただいたところであります。

当初の段階では、現在の乗降場所での掘り込み式での設置する案で進められておりました。この掘り込み式というのは、県の港湾でございますので、県の提案ということでございますけれども、九州郵船株式会社内で検討された結果、フェリー係船作業に支障があり、安全な入港に影響を及ぼすことから、旧フェリー岸壁への浮き栈橋設置の提案がなされましたので、九州郵船株式会社

の意見を尊重し、今進められている状況でございます。

このようなことから、九州郵船株式会社の意見も十分反映されておりますので、御指摘のようなことはないと考えております。

次の質問でございますが、現在の郷ノ浦港ターミナルは、平成5年に建設をされており、ジェットfoilは平成3年から就航をしておりました。その際には浮き栈橋の整備計画はなく、当時は浮き栈橋の設置要望は少なかったのではないかと考えられます。

近年、市民皆様からの浮き栈橋設置の要望が高まり、あわせて平成29年度の有人国境離島法施行に係る航路運賃低廉化による利用者の増加、それから高齢化社会の進展、観光客の増加等によりまして、利用者のニーズがさらに高まり、今回の具体的な検討につながったのではないかと考えております。今後も県や関係者と協議を進め、早期完成に向けて取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。（「それから、令和3年に向けての採択については」と呼ぶ者あり）その令和3年に向けての採択でございますけれども、今、県との協議を進めているところでございまして、当初はその掘り込み式といったところでは、令和2年という状況でございましたけれども、今後は、いわゆる背後地との影響度等も考えますと、その令和3年に向けて今進めていただくということで要望させていただいております。

それで、県知事要望の中にも、知事要望の4項目めにも、そのジェットfoilの浮き栈橋については要望させていただいているところでございます。

以上です。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 今申されたジェットfoilの専用浮き栈橋については、最近からのようにおっしゃいますけれども、私が申しましたように、何回もこれは質問をしております。そうしたことで、来年、令和3年には完成するのはいいですけれども、今までの遅過ぎると私は思っているわけですね。

今、県の指導で掘り込み式とおっしゃったですけれども、この問題点が出たときに、私は測量が好きですから、ずっとメジャー持って行ってはかってみたら、やはり旧栈橋のところじゃないとできない。しかしながら、あそこは少し水深が浅いようですからということが指摘されておりましたが、それはしゅんせつすればできるわけですから、あそこのほかにはないと私も感じておりましたが、ここを提案したというのが私はおかしいと、こう言いよるわけですね。

それは過ぎたことですから仕方ございませんけれども、そういうふうに、つまりきつまずきして工事が進んで、先ほど言いましたように、もう更新時期について今検討がっておりますから、

その30年もおくれるということは、ちょっとこれはおかしかと思ってこういうふうな質問をしたわけでございます。

それで、令和3年に向けてはぜひやっていただかないと、この1年間は空白ができたわけですから、それに頑張っていただきたいなというふうに思っております。

ひとつ、きょうはその言葉尻とったわけではございませんけれども、そういうことがありましたから、そしたら、九州郵船は何ですか、この協議会には参加してないわけですか、意見は出してないわけですか。そうした、ここに着岸場所、案で進めておったと。その中で九州郵船が、それは保船の関係でここはできないというような意見が出たということですが、それは協議会には出席されておられませんか。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 今の段階では、その運航者という立場で、こちらは県と、それから（発言する者あり）その案について、九州郵船さんにその案を提示をして、検討をしたところの、今回、このような掘り込み式ではできないといったことの回答が得られたところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） そうすると、結局自分たちで案を進めて、九州郵船は何もそのときまでは、この掘り込み式になったら保船に厳しいということは、後から言ったということですね。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） それは、その案を持って行って、その提案をして、それでの回答でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） それで、私が言っているのは、九州郵船は安全安心のため危険防止はせないかんわけですから、当初からこれは九州郵船が提示すべきだったと私は思っております。

これは余談になりますけど、芦辺町のターミナルができるとき、結局あそこにジェットフォイルの待合所をしました。そうしたところが、砂の立ち退きが確定してからです、あそこの向こうに着岸はどうかということでしたが、九州郵船はそれはだめだと、着岸はできないと。あれは、谷江川の浮遊物やら何やらくるから、エンジンに吸い込むことがあるから、防波堤をつくって、そしてそこに浮き栈橋をつくらにゃいけんということで、当時から九州郵船とは話し合いができて、芦辺のときもしてなかったわけですね。

そういうことで、今度は九州郵船がその協議会に参加にすべきだったと、私はこう思っておる

から、意見を申し上げたわけでございます。苦言ばかり申して申しわけございませんけど、そうした感じがしましたので、結局さっきから言いますように、ジェットフォイルの更新時期でございますから、今度はぜひそういうことがないように準備をして更新をしていただきたい、協議をしていただきたいというふうに思っておるところでございます。

それについては、もうこれ以上言っても一緒ですから、次に移ります。あと10分ですかね。

次に、3項の中山干拓中央線の水没について、この道路は、芦辺町が計画のときから路面が低いとの意見はもうあっておりました。私も申しました。今まで大雨のときは、そのたびに水没しておりますし、あそこでは飼料のビニールのあれが流れたこともございますが、今まで大雨のときは、そのたびに水没しております。

建設当時は、圃場は道路より1メートルぐらい低かったわけですね。低く、そしてそのために湿田で大雨のときは全面水没して、稲作も不可能となり、客土し、かさ上げがなされたわけですが、現在はたばこも耕作ができるようになっておりますが。

現在、その逆に道路が今度は低くなったわけですね。低くなったために、水没して水はけも悪くなりました。そして水没するようになったわけでございますが、水没しても、干潮となればすぐ通行できるという考えではなくて、そういう問題ではないわけです。道路は通行できるのが当たり前でありますから、路面のかさ上げでも、つばさの前のせめて路面の高さぐらいにかさ上げしなければできないと私も思っております。

それが安全かと思っておりますし、工事も、私見てみますと、路肩はコンクリートブロックが積んであります。そして、簡単だと思っておりますし、側溝も土坡で土側溝になっております。そうしたことで、簡単ちゃ簡単ですけども、なるべくこれは道路ですか、なるべくじゃなく、早く水没しないようにするのが当たり前と私も思っております。

そして、この際に潮の干満の堰、あそこも点検していただければというふうに思っておりますが、これは点検をされているんじゃないかと思っておりますから、この点について答弁をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 13番、市山繁議員の3つ目の御質問にお答えをいたします。

議員御質問の1級市道中山干拓中央線につきましては、御指摘のとおり、平成29年度に発生しました50年に1度の豪雨を初めとした、近年の異常気象等により冠水をしている状況であることは、市としても把握をいたしております。

現在のところ、道路が冠水した場合には、速やかに通行止め等の処置を行っております。今後この異常気象が続くことが予想されますことから、市の方針としまして、次年度より道路のか

さ上げを含めた対策の検討に着手したいと考えており、令和2年度当初予算にて、その費用を計上する予定といたしております。

また、御指摘のとおり、大雨時には潮位の関係もございまして、流末排水路と、それに接続する樋門が機能不全に陥ることがございます。冠水対策の効果を発揮するためには、道路とあわせ樋門の改修も必要と考えておりまして、これにつきましては、所管でございます沓岐振興局農林整備課に対し改修を要望いたしております。

今後は、周辺圃場の生産組合及び地権者の方々、関係機関と調整を行いながら、現在の状況の早期改善に向けて準備を進めてまいります。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 明確な御答弁いただきまして、ありがとうございます。そういうことで、道路は、道路でありますから水没せんようにしていただきたいというのが私の意見でございます。

そして、どうしても満潮と干潮の差のときの側溝が、今、コンクリート、中央に側溝がありますが、あれがしょっちゅう水がたまっておるといことは、水はけが悪いということですから、干潮でも水はくように、干潮にはくようにしなければならないというふうに私も思っております。

それで、次年度、令和2年度に予算計上ということですから、よろしく願いをいたしたいと思っております。これはこれでお願いしときます。

次に、3項めの大型出店による道路整備についてでございますが、これは、沓岐にまた大型店が出店をいたしました。11月23日にオープンされました。私の思いでは、そのため国道の柳田線には平尾石油店の前の交差点と柳田小学校前の2つの信号があり、混雑することも多いようでございます。迂回道路も、買い物行き帰りの利用者も多くなり、迂回の柳田地区の蛭ノ元線は、市道と農道との連結道路であります。幅員は狭く、農道では幅員の白線も薄くなっており、市道では狭隘な上に、店舗近くの長いカーブがあります。それで、そのために危険であります。地元でもここは危険箇所と言われておるようでございますが、今回は利用者も多いことから、事故があつてからでは遅い。

地主さんも、大型店舗の地主さんと同じと聞いておりますので、その方の御相談、そして御協力いただいて、危険性のない安全な道路整備をと私は思っておりますが、これは、私が老婆心のようにございますけれども、これについて御答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 市山議員の4つ目の質問にお答えをいたします。

議員御質問の路線につきましては、コスモス付近の主要地方道郷ノ浦沼津勝本線との交差点部から約330メートルにつきましては、市道蛭ノ元2号線として建設課で管理をいたしております。その先から国道382号交差点部までの650メートルを、農道として農林課で管理をしている路線でございます。

議員御指摘のとおり、国道の迂回路として交通量の増加も見込まれることから、今後の現地の状況をよく調査し、地元の御意見も伺いながら、改良の必要性について研究をしてみたいと考えております。

また、供用開始から一定期間が経過しておりますので、区画線の消失が見られる状況でございます。これにつきましては、道路施設の適切な維持管理を行うべく予算化を図り、しかるべき対策を講じてまいります。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（13番 市山 繁君） 前向きな検討をされているということで、非常にありがとうございました。あそこは私も何回も通って、じっと見ておりましたが、カーブがどうしても長いし、狭いところがありますから、事故のないようによろしく願いをいたしたいと思っております。

あと3分残りでしたが、これで私は質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、小金丸益明議員の登壇をお願いします。

〔小金丸益明議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 小金丸益明君） 久しぶりの登壇でございまして、非常に緊張いたしておりますし、声もかれています。聞き苦しいと思っておりますけれども、しばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

季節外れの花見の国会も終わりましたし、きょうは未明には吉野彰さんがノーベル賞、化学賞を受賞されて、すばらしい日になっております。落ちをつけるようで非常に恐縮ですけども、一般質問に入らせていただきたいと思います。

世の中、刻々と日々進化し、変化を遂げておりますが、当地域でもペイペイ、ペイペイと言って、キャッシュレスが進みつつあります。昔は、もうしとか、こんにちは、こんばんはと言って、現金を持って行って、店のおばちゃんたちと会話をしてコミュニケーションをとって、品物を買って買い取っていたところが懐かしく今は感じられる状況でございます。今、島内の店屋に入りましても、時の挨拶することなく品物買えますし、レジでも携帯1つ出せば商品の代金となるというような、本当に目まぐるしく世間は変わっております。

また、国が働き方改革を進めておりますし、大企業のほうでも、その国の方針に従いまして、働き方改革を呼応するかのようには、その変化を広げようとしております。御承知のとおり、テレワーク、離れて働くという意味らしいですけども、場所や時、所を選ばず働ける、本社じゃなくて、地方でも働けるというテレワーク。そして、最近ではワーケーション、働きながらバケーション、休暇を楽しむ。また、休暇を楽しみながら働くというような働き方も出ております。

壱岐市では、その働き方に対応するかのようには、深江、原の辻のガイダンスの隣接地にテレワークセンターを建設しまして、また、その関連施設として、坊主橋付近にシェアハウスを建設しまして、利便性を高めながら、島外企業を誘致しながら、島外の事業展開に少しでも役立てばという姿勢をとっております。

そこで、その一帯だけで今は進められておりますけども、今の世の中の流れからして、島内各所にそういう施設を設けるべきではないかと思っております。Wi-Fiは少しずつ広がって、その環境は進みつつありますけども、ただWi-Fiが通じるだけでは、なかなか仕事として、その辺をうろろできない環境でありますから、フリースペースとか、仕事のできるスペースもつくるべきじゃなかろうかと。おまけに、空き家問題も壱岐市内では相当問題化しております。

ですから、その空き家を利用して、テレワークなり、ワーケーションなりの施設を、行政が積極的に関与して整備できないかという観点から質問をさせていただきたいと思います。

また、九州最大の商業集積地、福岡市、また歓楽地を持つ中洲も福岡市にありますし、現在では壱岐市と福岡市は通勤圏内と言っても過言ではないという状況にあります。そういう大都市に近い地の利を利用することも、一つの壱岐市の将来に向けて生きるべき姿じゃなかろうかとも思っております。

そこで、質問に移りますけども、先ほど申しました、深江田原の真ん中にありますテレワークセンター、そして坊主橋付近にありますシェアハウスの現在の利用状況と現在の課題があればお示しをいただきたいと思います。



また、働き方改革による企業人を導入すべき努力をすべきと思いますが、先ほど申しますように、市内各所にそういう施設を設けるべきと思いますが、その方向性と対策をお考えであれば、その点もお示しをいただきたいと思います。

まず2点ほどお尋ねをして、その後に再質問に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸益明議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 9番、小金丸益明議員の御質問にお答えをいたします。

テレワーク、ワーケーション等の働き方改革を進める企業等の受け皿づくりについて質問でございますが、テレワークセンターは、本市へ進出する企業のサテライトオフィスとして活用されているところでございます。これまでの利用企業の中には、テレワークセンターをスタートアップ拠点とした後に、空き家、古民家等を活用して独自にオフィスを整備された事例もございます。

テレワークセンターのサテライトオフィス、個室の利用状況につきましては、現在7室のうち4室が利用されており、残り3室につきましても既に利用の予約が入っております。テレワークセンター利用者短期滞在施設、いわゆるシェアハウスにつきましても、月によって利用者数が異なりますが、月平均で8部屋中5部屋は利用されている状況でございます。

テレワークセンター、シェアハウスとも順調に利用されているところでございますが、今後、さらなる利用者の増加も考えられますので、オフィス、宿泊場所のいずれも対応が必要となると考えております。

加えて、本市ではテレワークのさらなる促進のため、本年度より、テレワーケーション推進事業に取り組んでいるところでございます。テレワーケーション推進事業では、まずはテレワークセンター並びにシェアハウス周辺の区域を活用し、ワークだけではなく、キャンプ等、壱岐ならではの自然を楽しめる、バケーションの要素を組み合わせた仕組みをつくることとしております。テレワークセンター屋内だけではなく、野外でのワークを想定した設備を整えることとしております。

また、シェアハウスは、基本的に個人の利用を想定した施設であり、家族や仕事仲間等、団体での利用が現状では難しいことから、シェアハウスの外でテント等を利用して、団体での宿泊を可能とすることにより、活用の幅を広げたいと考えております。

将来的には、テレワークセンターだけではなく、壱岐市内の観光施設や公共施設等、あらゆる場所でテレワークができるよう環境整備を進める必要があると考えており、民間施設の活用も図りながら、テレワークのできるオフィススペースをふやしていきたいと考えております。

一方、課題となるのが宿泊場所の確保でございます。関係人口増、移住者増を図る上では喫緊の課題ではございますが、現在のシェアハウスのような施設を新たにふやすことは、財政的にも

慎重な検討が必要と考えており、課題解決のために空き家の活用について、新たな制度も含め、民間とも連携を図りながら対応を急ぐ必要があると思っております。

私のほうからは、現状と課題について報告をさせていただきました。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 方向性としては、まだまだ余地があるし、そういうテレワーク、ワーケーション等に対応していく方向でいくという部長の答弁であったと思います。ぜひ、今言われましたように、シェアハウス等を新しく建てるのは慎重にしたいと、できれば民間の空き家等も活用したいというお言葉をいただきましたので、ツボに入ったなと思ひまして、質問を進めたいと思ひますが。

本題は、空き家の活用をぜひとも思ひて質問に立っております。というのが、通告にも書いておりますし、全くの放置空き家と、これは少し手をかければ、すばらしい施設になるなど、公的にも使えるなという空き家が幾つか存在しております。ぜひ積極的にというのは、行政がそこを借り上げて、何かそういう施設に活用していただけないかという気持ちで通告をいたしております。

私が思ひますには、現在の空き家対策に対しましては、地域おこし協力隊等を配しまして、空き家の発掘、空き家バンクへの登録等々、企画振興部の下でそういう活動がなされておりますが、特に芦辺浦、瀬戸浦等々、下水道が今完備されておりますが、空き家となった家は、ほとんどが下水道には接続されておられません。ぽっとな便所ですね。

都会からの移住者、もしくは関係人口、短期滞在者を招き入れるには、相当な改造費がかかってくるというのは容易に予想できます。設計関係の方にお聞きいたしましても、100万円、200万円、300万円程度はかかるんじゃないかというような予想でございます。住まいながらの改造であれば、そう傷んでおりませんから、100万円程度でできるかもしれませんが、今まで長く使ってない、そういう物件ですから、二、三百万円の経費はかかると言われても無理はなかろうかと思ひます。

そこで、行政が改造費を一旦立てかえると。例えば300万円であれば、300万円をぽっとな出して、所有者の方と協議の上、この辺をあたってよろしい、この辺をあたってくださいということで、300万円の経費がかかったとします。それを行政が一旦立てかえると。そして、300万円であれば、月5万円の家賃を取れば、年間60万円、5年間で300万円。これは、行政のほうに家賃として支払っていただくと。行政は、5年後には300万円の投資は回収できると。6年後からは、持ち主にその家賃は還元するということで。

しかしながら、単なる住居の確保だけでは、なかなか今住む壱州人と差が出るかもしれません

が、関係人口、先ほど申しますように、テレワーク、ワーケーション等で都心部から企業人を招き入れるには、そのくらいの行政の積極性がなければ、売り出すことができないと思っております。

というのも、逆参勤交代、市長がよく言われますけども、そういうので、壱岐のほうにも来てくださいということで始まっておりますが、そういう方々にも浦部なり、在部なりにも、壱岐の生活様式に浸っていただくというのも、一つの参勤交代の大きなメリットになるんじゃないかなろうかと思っております。

そういう観点から、今申し上げますように、行政が先行投資して改造費を出せないかと、そういう仕組みはつくれないかという点から御検討願いたいと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。御答弁あればよろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの小金丸議員の追加の質問にお答えをいたします。

空き家対策につきましては、企画振興部のほうで担当しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、空き家バンク等の制度につきましては、本市につきましては、空き家バンクの活用によりまして、所有者と移住者のマッチングを行っております、本年5月に移住空き家活用促進担当といたしまして、地域おこし協力隊を任用し、7月からは、連携協定を結んでおります芦辺の「たちまち」内にイエマチを開設し、相談業務を行っておりますところでございます。

所有者や移住者に対しまして、改修費や中古住宅取得などの補助を行い、遊休物件の利活用推進を図っておりますが、移住者のニーズに対応するためには、水周りなどの改修が必要となる物件が多く、賃貸の利活用が進んでない状況でございます。そのため、令和2年度から2項目の新たな取り組みを検討しており、予算の要望をしておるところでございます。

まず、1点目の項目ですが、小金丸議員提案のとおり、行政が介入する事業でございます。これは国の事業でございまして、定住促進空き家活用事業という項目でございます。この事業につきましては、国の交付金を活用した事業で、市が空き家所有者から10年以上の賃貸借契約を結び、市において改修を行い、市内在住者や移住者の方に貸し付ける制度となっております。

補助対象事業限度額は400万円で、2分の1が補助、残りの部分につきましては過疎債が充当可能となっております。

また、2項目めでございますが、県との連携事業といたしまして、住宅確保加速化支援事業を実施予定でございます。この事業につきましては、空き家活用団体が所有者から空き家を借り上げ、移住者のニーズに応じた改修を行い、空き家活用団体が移住者に貸し付ける制度でございます。改修費の補助上限額は150万円で、国が50万円、県、市がおのおの25万円、空き家活

用団体が50万円となっております。

また、この2項目のほかにも、有人国境離島法における雇用機会拡充事業で、島外の企業が採択された際の社員の住宅確保のための改修費など補助対象となるよう、県を通じて要望を行っているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 私が300万円と申しましたけども、それは月5万円で貸したときには、5年間で回収できるんじゃないかということで、概算で300万円と申し上げましたが、今、本田部長の話ですと、400万円を上限にして、200万円が国費補助ですかね、あと200万円が市ですかね。その200万円も地方債ですか、の補填ができるということで、相当有利な事業が来年度から進めようかということでございますが。

ぜひ、今部長のお言葉ですと、島外島内限らず、そういう制度を運用していくという言葉でしたが、非常にいい空き家も点在しておりますので、まず公的に利用できることからやられて、逆参勤交代であるとか、テレワークの皆さん方を中心に入れ込んで、関係人口、交流人口を増加させていくような施策をぜひ、3月は諸般の事情で骨格予算かもしれませんが、その予算はぜひ入れるようお願いをしたいと思います。

そして、今言われました住宅確保加速化支援事業、50、50、50、国、県、市、そして団体が借り上げてという事業で、内容は御承知のとおりでございますが、これ団体といっても、法人格をとれということと、上限が150万円で、先ほど申しますように、150万円ではなかなか手が出せないというような、使い勝手の悪い制度ということでございます。

ですから、法人格じゃなくても任意団体でも使えるように、また、50、50、50の補助、50は団体の払いですけども、市の分にかさ上げ等の検討はできないか、それだけ御答弁いただければと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの住宅確保加速化支援事業につきまして、市の増加ができないかということでございます。

本事業につきましては、県との連携事業で、2年間実施する予定でございますので、その市の持ち出し、増加分につきましては、研究して、検討させていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） ぜひその辺も検討されて、先ほどの改造費の400万円の件は、ぜひとも次年度から対応していただくようお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問の通告は、地域おこし企業人を導入すべきじゃないかということで通告をいたしました。

現在、市内には各部署に地域おこし協力隊というのは配置されておりますが、平成26年からだったと思いますが、国のほうは、それに加えて地域おこし企業人ということで、3大都市圏、首都圏、中部圏、近畿圏ですか、に本社を置く会社の社員を地方に送り込んで、地方というか自治体に送り込んで、自治体の魅力アップとか、産業の振興に企業人を介して、その仕事をしてもらうというような制度をしております。それをぜひ取り組んでいただきたいと。

地域おこし協力隊というのは、その個人の知見、経験を生かしての活動ですが、企業人となればバックに企業がつきますし、相当なノウハウを持っておりますから、その制度を活用して企業人を登用すべきということで通告いたしました。が、通告した後、その直前には、部長会でその方向が示され、確認をされたという情報が入りました。がっかりきた反面、それはよかったですと思いましたが、この件については、もしよかったら、担当部長の地域おこし企業人に対する説明と方針を述べていただきまして、答弁にかえていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの小金丸議員の2点目の地域おこし企業人についてお答えをいたします。

地域おこし企業人の制度につきましては、議員が言われますように、3大都市圏に勤務する社員が、知見を生かし、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務を行い、地方自治体と企業が協力し、人の流れを創出していくものであり、平成30年度では、全国56自治体が70の企業と協定を結んで取り組みが行われております。

活用事例といたしましては、観光、商工、ICT、エネルギー分野など、多様な分野で取り組まれており、活用自治体から成果についても報告をされております。

また、現在活動いただいております地域おこし協力隊との違いといたしましては、協力隊は、住民票を異動し、地域協力活動を行いながら、その地域への移住、定住を図るものに対し、企業人は、繰り返しとなりますが、勤務する企業での知見を生かし、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事してもらうこととなっております。

財政措置といたしましては、地域おこし協力隊は隊員1人当たり400万円、地域おこし企業人は1人当たり560万円の特別交付税措置となっております。

本市といたしましては、本事業につきましては令和2年度以降取り組むこととしており、各部局へ制度の周知を行い、各所属において、協定相手となる企業の選定作業を進めるようにしております。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 令和2年ですから、来年からその制度を導入していくということでございますので、ぜひ、企業の選定から始まると思いますけども、よろしくお願ひしたいと思ひますし、観光で調べてみますと、五島市が年間24万人、壱岐市が大体23万人で余り変わらんぐらいですけども、対馬市が53万人、昨年度の統計ですけども、きております。

しかしながら、対馬市は、韓国人が40万人という話もあっておりましたから、実際13万人ぐらいしか国内の交流人口はないんじゃないかということで、疲弊の一途をたどりつつありましたが、今、国も県もバックアップしておりますから、また持ち直すんじゃないかと思っておりますが。

県内離島、大型離島と言われます五島、対馬、壱岐。対馬は別ですけど、五島と壱岐と余り変わらんような状況でございます。県内離島手を取り合って、仲よく発展するのもいいんですけども、同じようなことをしとっても観光客の増加にはつながらないと思ひますから、JTB等の旅行会社とタイアップされて、より魅力を発信されて、五島市を追い抜き、追い越して、壱岐の魅力を高めながら、観光の増加につなげていただきますようにぜひよろしくお願ひしますし、これも当初予算にのせんと、ほかの企業からとられますから、スピード感を持って対応していただきますように、市長にもお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思ひます。次は郷ノ浦港の整備でございます。

壱岐は脱出するにも交流人口にするにも、空か海しかありません。少し調べてみましたら、年間、航空路、航路、空路の合計で37万人が往来しているというような数字が出ております。そのうちの65%に当たる人が島民カードを持たないと。島民の移動は35%しかないというような結果で、これ平成30年度の統計です。

37万人の往来の中では、5%が空路、95%が海路、船を使っておると。ほとんどが海からの往来であるということがわかりました。

また、僕もびっくりしたんですけども、海路、航路の中で、ジェットフォイルの利用者がその60%を占めておるということで、国境離島法の運賃低廉化の影響もここにも出ているなど思っております。そういう中で、人の往来が港に集中しているのは、周知の事実だということがわかったわけでございます。

芦辺港に目を転じますと、芦辺港は海砂、砂の問題でジェットフォイルがターミナルから搭乗できない日が長年続いております。担当課に聞きますと、来年、令和2年度には海砂が、鎌崎港のほうに移動が可能になりますと。それから、アシ、ヨシの流入を防ぐための新型というか、新しい防波堤を築きまして、そしてポンツーンを新設して、現ターミナルから搭乗できるようになるのが、令和5年ぐらいにはなるだろうというような話でございます。

相当利便性も高まりますが、できれば、客の動線も変わってきますので、ターミナル前の駐車

場の整備も今度は視野に入れんと、今のジェットフォイルの駐車場からわざわざターミナルのほうに歩いては、なかなか動線が狂ってくると思いますので、県と相談されて、芦辺港の整備も今から計画さるべきだと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

さて、本題の郷ノ浦港の整備ですけれども、先ほど農水部長の答弁にもありましたように、やっとならぬように芦辺港同様にポンツーン化が実現しようとしております。恐らくあと二、三年はかかるものと思います。しかし、身障者等々、高齢者の方がポンツーンから乗船することにより安全性は高まりますし、島民の利便性も非常に高まると、歓迎すべき事業だと思えます。

近年の議会でも市長答弁もございましたが、駐車場の不足が容易に予想できます。執行部側は、現駐車場に立体化をして、どのぐらいの太さか知りませんが、駐車場の確保に努めたいというお話でございましたが、あの地をグーグルあたりで航空写真等を見ますと、手前に壱岐海運が入る事務所と、そして対面する倉庫棟がございます。あの港側付近、旧フェリーの発着した場所が、ジェットフォイルのポンツーンが浮くようになる予定みたいです。

ですから、今の一番突堤付近のジェットフォイルの駐車場では、なかなかこれまた動線が悪くなると考えるわけですね。ですから、手前の倉庫棟と事務所棟を解体撤去して駐車場にすべきじゃないかと。計画するなら今じゃないかと、今の時期じゃないかと思うわけですね。

なぜならば、今、壱岐海運ほか使っております。あしたから出てくださいというわけにはいかないと。誰でも常識的に思うわけですが、二、三年後にジェットフォイルのポンツーン化が始まって、あの付近から乗降する、搭乗するということになれば、今から協議して、あの撤去、移転に着手すべきと思うわけですね。

よくよく調べてみますと、あの施設、事務所棟、そして倉庫棟は、昭和46年、郷ノ浦町が公設した物件でございまして、賃貸で貸しております。壱岐海運と壱岐商運ですかね、今、2社が入っていると思えますし、対面する倉庫群も多分2社が借っておると思えます。

月間25万円程度の家賃収入が市に入っておりますが、立体駐車場にするよりも、相手方と話して、早目に公設をやめるなり、撤去、移動してもらうなりの話し合いにつくべきだと思います。立体駐車場の巨大な金額をかけるよりも、あの地を駐車場にしたほうが、利便性、費用対効果の面からもいいと思えますが、市長の考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 9番、小金丸益明議員の御質問にお答えいたします。

郷ノ浦港貨物上屋及び事務所について、老朽化しており、撤去、移転して、駐車場や憩いの場として整備ができないかとの御質問でございます。

当該建物につきましては、昭和46年に建設され、貨物船貨物取り扱いの倉庫、事務所として

利用されておりました。現在では、フェリー貨物の取り扱いに、壱岐海運株式会社と壱岐通運株式会社2社が利用をされております。

議員御指摘のとおり、当該建物は築48年で、耐用年数も大きく経過しており、修理費等もかかっております。しかしながら、現在2社が利用されておりますので、利用者の御意見も十分お聞きした上で、撤去、移転等については検討してまいりたいと考えております。

郷ノ浦港の整備としましては、当該建物用地につきましては、現段階では今申し上げた2社が利用されていることもありまして、駐車場等の整備検討範囲には含めておりませんでした。当該用地については貴重な用地であると考えており、郷ノ浦港整備の面からも利用者への御意見等を十分聴取した上で、駐車場等も含めた利用計画を検討してまいりたいと考えております。

なお、新年度より、郷ノ浦港立体駐車場建設に係るさまざまな御意見を聴取し、効率的、効果的な整備を推進するために委員会を立ち上げる予定といたしております。その中でも当該用地についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 一応ありきたりの答弁ではございますが、昭和46年の建設でございまして、部長御認識のとおり、修繕費も多いときで100万円、少なかつても何十万円、経年劣化等、あそこは塩害がひどいもんですから、シャッターの修繕等々に非常にかかっております。

それと、あそこが郷ノ浦町が公設して貸したという背景には、昔はあそこは、壱岐海運が2そうの船を持って、福岡とピストンして、日用雑貨や貨物等の運搬に非常に重要な任務を果たしていたわけですね。それが、2そうおったのが1そうになり、今は全く船がないわけですよ。

ですから、壱岐海運とはいえトラック協会の一員でありますし、他のトラック協会と同様ですよ、壱岐通運ですか、あそこもトラックですね。ですから、公設してまでする時代じゃないんじゃないかと。市の答弁としては、借っておる人にも配慮する気持ちは十分わかりますが、もう公設する、あそこに、あの場所に公設するバックボーンといいますか、条件がないわけですね。それよりも、公衆の利益につながるような、利便性の高い土地にすべきですよ。

冒頭申しますように、ウォーターフロントは時々変貌を遂げていかんと利便性は高まりませんし、景色も変わりませんし、あそこにまだ壱岐海運が2そうも船つけた、海運外の人、海運業があそこにつけて、あの倉庫を利用しているなら私も言及いたしません、今はもう時代背景が違います。フェリーに乗って、どこのトラックもトラック運送で入っております。

あれ民有地であれば、もちろん立ち退きも相当の手間がかかるとは思いますが、公設公有地でございますから、立体駐車場に入る前に、それは1回、先方と話して、よりよい解決策をとらんと、



もう立体駐車場ができれば、あそこは要らんようになりますよ。

そうして、あの風景を壊すというよりも、まず海運等に話して、代替地をやるなり、公設の任を終えたから廃止しますと、いずれかせんと、話は進まないと思いますし、もう来年、ジェットfoilがあそこにつくというならタイミングが悪いですけども、恐らく二、三年はかかると思いますから、そのうちにということであれば、借り手のほうも何らかの準備期間があるから、そう暴言を吐いているようには思えないんですけども、再度、部長なり、市長なり、取り組み方をもうちょっと考えてください。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいま言われた御意見等も踏まえて、今後の検討にしていきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、小金丸議員から貴重な御意見いただきました。今、駐車場の話をしておりますから、今のような話になるわけでございますけれども、これまで郷ノ浦港一帯のウォーターフロントについては、そのほかの意見もございました。

まずは2社に御意見を聞くということ、まず第1でございますけれども、駐車場以外にも例えば活用があるかもしれない、そういったことも含めて、大きく郷ノ浦港の港湾のあり方について検討していく、その中で駐車場問題も解決していく。そして、今小金丸議員の言われた御意見も十分参考にさせていただき、そういうことで取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 小金丸議員。

○議員（9番 小金丸益明君） 参考にさせていただけるなら、それ以上とやかくは申しませんし、ぜひ、先ほど言いますように環境が変わっておりますから、あそこは。利用環境も。英断を持って郷ノ浦港の整備に取りかかっていたきたいし、ランドデザインと申しますか、あの一帯はこうなりますよというのを絵を描かんと住民も納得しませんし、特に営業活動に影響が出かねない2社に対しましては、特段の配慮を持って、移転なり、代替地の提供なりがもしかしたら要るかもしれませんが、あの地の開発のためには、少々の犠牲となられるかもしれませんが、慎重にやられて、ぜひそのような方向で進んでいただきますよう、4月12日以降も取り組んでいただきますように、思いを込めまして、拙い一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔小金丸益明議員 一般質問席 降壇〕

.....

○議長（豊坂 敏文君） 次に、2番、山内豊議員の登壇をお願いします。

〔山内 豊議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 山内 豊君） 2番、山内豊が、通告に従いまして、今回は大きく2点を質問を

させていただきます。

大変びっくりしております、どうしたらいいものかと思いますが、しっかり準備はしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回は、債権管理条例についてということで、第1つ目の質問をさせていただきます。

大変慎重な御回答が来るかと思えます。やはり結構これに携わる職員の方も御苦労されていると思えますし、なかなかこれに該当する方もおられると思えますので、どうぞわかりやすく御答弁のほうをよろしく願いいたします。

この債権管理条例なんですが、壱岐市個人情報条例かな、の8条のぶんをオープンにするために、債権の一元化を目指すということで条例が制定されました。この説明で、私、当委員会のときに、重複滞納者の情報を一元化するために制定の必要があると受けて、我々自治体に住む人間としては納税は当然の義務であると。納税することによって行政のサービスが受けられるということでは承知しております。

しかしながら、一方で、やむなく納税がなかなかできない方もおられ、その対応はなかなか難しいものと理解をしております。しかしながら、中にはその義務を履行できるにもかかわらず、いわば悪質滞納者と言われる方も存在をしております。

私的には、大変画期的かつ挑戦的な条例制定だと思いましたが、これまでの取り組みの進捗やこれからの展開、そしてこの条例の着地点に至るまでのことを質問をさせていただきます。

1つ目に、この条例、これまでにどのようなことが取り組まれてきたか、その進捗状況はということで、1つ目です。

2つ目が、公債権という、ちょっと難しい用語ですけども、その中でも強制徴収債権と非強制徴収債権、あと私債権というふうな区別ができております。その区別が、現所管の税務課のほうでは、もう既に対応はできているか、ちょっとだけの簡単な例を挙げての説明をお願いしたいと思います。

そして最後に、今年度、31年度から令和元年度となりまして、準備段階と一応はお聞きをしております。とするならば、本格実施はいつから始まるかと。あと、どこまでこの条例の適用範囲を定めていくのか教えていただきたいと思えます。

財務規則とか、管理条例とかという、多分難しい単語、条例等々出てくると思いますが、その辺もよかったらわかりやすく御説明をいただけたらと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 山内豊議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 2番、山内議員の御質問にお答えいたします。なるべく簡単に説明

をさせていただきたいと思っております。

御存じのとおり、市は、市民の負担の公平性と歳入確保対策を効率的に推進するため、市税及び市税以外の滞納債権の回収、処分等を専門的に指導する部署を新設し、債権管理の一元化を図ることとし、平成31年2月に壱岐市債権の管理に関する基本方針を策定いたしますとともに、壱岐市債権管理条例を制定し、本年4月1日施行、同時に、所管部署を市民部税務課に置きまして、本年度を試行期間として進めているところでございます。

1点目の御質問ですが、今年度のこれまでの取り組みとしましては、壱岐市債権管理条例及び同条例施行規則による債権管理台帳の整備を図るとともに、収納目標等の検討を行うため、壱岐市債権管理委員会の第1回会議を9月24日に開催をいたしております。

また、債権管理に係る各課連絡会議を10月25日に開催し、各担当課には昨年度末の滞納債権額及び件数を踏まえ、上半期の進捗状況を取りまとめること。また、滞納額回収に係る課題解決のための債権管理班との情報共有を図ることを申し合わせているところでございます。

現在、市債権管理条例の第14条に基づく非強制徴収公債権の中で、全部または一部の放棄に関して、壱岐市債権管理委員会での審議を要するため、各担当課において案件の整理、確認を行っているところでございます。

また、非強制徴収公債権・私債権回収を担当する職員のスキルアップを目的とした債権管理研修を11月の25日と26日に開催し、53名が参加しているところでございます。

質問2点目の公債権である強制徴収公債権と非強制徴収公債権との区別についてでございますが、壱岐市債権の管理に関する方針におきまして、債権の種類、区分、時効期間等を分類いたしております。

強制徴収公債権は、公法上の原因に基づいて発生する債権であり、法令等に基づく行政処分ができる規定があるものとされております。

本市では、市税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、保護費徴収金など7種類であります。

一方、非強制徴収公債権に分類されるものは、法令等に行政処分の規定がない手数料、使用料などございまして、本市では駐車場使用料、特養老人ホーム介護サービス利用者負担金、保護費返還金、農地等災害復旧費受益者負担金など10種類となっております。

3点目の今年度を準備段階とするならば、本格実施はいつかということですが、また、どこまでこの条例の適用範囲として決めていくのかとの御質問でございますが、今年度から、税務課債権管理班において一元管理を実施する上での効率性や課題を検証するため、現在の各担当課が管理する過年度債権のうち、複数の市債権が重複する滞納者の中から、3種類以上の債権重複者で、300万円を超える滞納者の中から9事例を抽出し、債権の一元管理の試行を開始して

おりまして、これらの試行実績に基づく評価・検証を来年度の6月から8月までに実施した上で、9月から債権管理一元化の本格実施を予定いたしております。

次に、条例の適用範囲につきましては、市が有する公債権、強制徴収公債権と非強制徴収公債権と私債権が適用となります。

引き続き、市が管理する債権については、各課連携を図りながら、壱岐市債権管理条例に基づく適正な債権管理に努めてまいりたいと考えております。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） わかりました。着々と進んでいるなというふうな答弁でございました。

これが、その債権を有する各課の担当者から話を聞くと、解釈がちょっと違ったようなことを言われました。もともと、その債権自体を一元化することによって、効率よく回収を進めるということで私は聞いておりましたが、担当部署によっては、現部署は税務課ですけど、税務課の担当職員が債権の回収まで行うんじゃないかというふうに言われておりました。そのことは私もちょっと、それが一番合理的かなとは思んですけども、その辺ちょっと違うんなら違うと。もしそれが将来的にあり得るならばあり得るということ、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） ただいまの山内議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議員もおっしゃったとおり、そういう話が各課ではあるようでございますけれども、本債権管理条例を制定し、試行を進める中で、所管課がやるべきことは、方針を出して指導・助言をしていくということが本分になっておりますので、徴収・回収まで一元化するものではないということで認識いたしております。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 実際、納税班と債権管理班と、あと債権回収班とかいうのがもし新設するとしてできるのであれば、そっちのほうにやったほうが、私は、市の膨大な業務を遂行するに当たっても合理的であるとは思んですけども、基本方針の中で、部署を新設、で、現在は税務課ですけども、部署はもう税務課のままで、そこに債権管理委員会というのを設置して、その中でもやっていくというのは、これから先も変わらないということの認識でよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 新たな課とか、そういう組織を新たにつくるのではなくて、債権管理班の体制の充実を図るということで考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） わかりました。やはり税務課の職員の方もこの債権管理を託されたことによって、業務量も結構膨大になったんじゃないかと思っております。

債権管理条例ができて、その一元化を税務課がやっておりますけれども、その前の職員の配置数と債権管理条例ができてからの職員の数というのは変わらないのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 人数的にはふえてはございません。兼務で主幹と課長補佐が今担当しているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） わかりました。人数が変わらないということで、私はちょっとそこに疑問を生じますが、結構案件的に、なかなか職員の方もちょっとしんどいような案件とかもあると思うんです。その中で、もちろん職員の方のスキルアップも必要ですけども、そのスキルアップというのは、どの辺までをベースとしてやっているのか。もしくは、他の自治体からすると、専門家を設置して、その中の指導でやっていくというところももちろんあります。ただ、壱岐の場合はスキルアップのために講習を受ける。講習を受けてもすぐにできるものではなくて、そういう段階的なものが果たして、今現時点でできてあるのかどうか。

それから、先々、来年の6月から8月です。で、9月から実施ということで聞いていますが、それまでのスキルとして、何か新たに取り組む資格とか、そういうところがあるかないか、私もちょっと勉強不足でわからないんですけども、何回講習を受けて、全てにおいて対応できるとかというのがもしわかってあるなら、ちょっと教えていただきたいと思っておりますけども、そういうのはございませんでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 今、山内議員から御質問がありました点につきまして、まず、人事担当部署のほうで対応できる、すべきことについてお答えをさせていただきたいと思っておりますけども、債権管理条例につきましては、平成31年4月1日から施行並びに壱岐市債権管理に関する基本方針に基づいて、債権管理の一元化等、適正な管理を進めるために、平成31年4月1日に、市民部税務課内に債権管理班を設置いたしました。

で、債権管理班の、そして担当の主幹、そして課長補佐を任命したところでございます。

で、債権管理については、専門的な知識を要することから、先ほど、市民部長回答のとおり、本年度にあっては職員のスキルアップを目的とした債権管理研修会を開催しておりますところでございます。

で、今後につきまして、専門的な知見というお話がございましたので、その点についてお答

えさせていただきますけども、債権管理のなお一層の取り組みを推進するために、令和2年度からは、例えば長崎県から税務経験を有する職員の派遣、これは人事交流を想定しておりますけども、依頼することなど、今考えて、調整中のところでございます。

引き続き、人的な立場からも債権の適正な管理について対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） わかりました。ぜひしっかり職員のスキルアップもやっていただきたいと思います。

その中で、私もちょっと苦言を呈させていただきますが、実は、11月19日に不動産の公売が行われました。その中で、私が参加者の方からお聞きしましたら、時間が13時30分から始まるということで受けておりました。

その中で、既にもう入室をされてあって始まってあったにもかかわらず、2の方がおくれて参加をされたということでした。うち1人の方が、もう時間ですから駄目ですよというふうに帰されて、しかしながら、もう一人の方はもう入室をされた。入室をされて入札に参加して、その後のことはここでは差し控えますが、参加したということでお話を聞いております。

それが適正に行われているならば、私は何も言いませんけども、果たして、さっきも言いましたけども、現職員の数は変わらない、スキルアップうんぬんかんぬんの問題はありますが、本当にそれで債権管理ができていのかどうかというのは、私は本当に苦言を呈させていただきます。本来ならば、その不動産公売に関しては、もう一回やり直すべきだと私の中では思いますし、そういうことがあってはならないし、まさか今まであったわけじゃないだろうなとも、不安も覚えます。で、参加された方からは、本当にどうしても必要だったから初めて行きましたと。でも、実際こうなっていると、おかしいですよというふうに私のほうに飛び込んで、その話を聞きました。もっと早くわかっておれば、私もしっかりその通告の中にその文言だけを踏まえて書かせていただくところではございますが、今回、たまたま債権管理条例についてお話をさせていただくという機会を得ましたので、このこともあわせて私のほうから、ちょっと執行部のほうに苦言を呈させていただきますが、このことについて、私は市長からの見解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 税務課として、まず不手際があった点につきましては、おわびを申し上げたいと思います。

この件につきましては、滞納処分として差し押さえた不動産公売について、公売事務につきましては広く市民に参加いただきまして、滞納整理に寄与いただくため、回覧等により周知を図っ

ているところでございます。

今回御指摘の件につきましては、周知文書の公売日時を午後1時30分から午後2時30分までという1時間の記載をしていたことから、一部の方に、その間であれば応札することができるという誤解を招いてしまったことが原因でございます。

多くの方には、事前問い合わせの際に御説明をいたしておりましたので、開始時刻までに来場されたところでございますが、先ほどおっしゃいましたように、2名の方が1件目の公売事務中に来場され、1名の方は帰られ、1名の方は2件目の公売から参加されるという事態を招いてしまいました。

本来ならば、周知文書の不手際を参加者に御説明し、2名とも公売に参加いただくべきところでもございました。開始時刻から参加いただいた皆様の中には、御不快な思いをされたことと、大変反省をいたしているところでございます。

公売につきましては、適正かつ厳正に執行し、終了いたしました。受け付けされず帰られた方に対しましては、後日訪問し、丁寧に御説明申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

今後におきましては、このたびのような誤解を招くことがないように、細心の注意を払って進めてまいりたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、議員の御指摘のように、そして市民部長がお答えしましたように、不手際でもございました。そのことについては、部長についてあるいは職員について厳しく私からも申したところでございます。

やはりこういった公売のとき、そして、そのことによって、不手際によってそういった参加者に不利益ともとれることを余儀なくしていただいたということについては、本当に職員の参加者に対してちゃんとした手続、そして認識をいただくような、そういう御説明をするように厳しく伝えたところであります。

山内議員おっしゃるように、そのことがスキルであるのかということでもございますけれども、それはやはりスキル以前の問題だと認識をしておるところでもございまして、改めてそのようなことがないように対処してまいります。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 絶対にあってはならないことだと。もう御承知だと思います。本当にこの参加者の方というのは、すぐ次の日に、おかしかったというふうに行かれた方もおらっしゃいますし、それはもうしょうがないと目をつぶってしまったという参加者の方から、私は改めて聞いたんです。

で、いわば、もうそういうふうになっているんだろうというふうにとられているわけです。実際、帰られたときには課長が不在で、入ってこられたときには課長がいて、何かそういうふぐあいが生じているよねと、全てにおいてやっぱり不信感を募らせるわけです、そういう参加者というのは。差し押さえた公売の物件ですから、これは本当に慎重にやらないと大変なことになると思いますし、十分市長のほうからもそういう叱責というのもあったと思います。それは当然のことだと思って、しっかりと受けとめて、今後絶対にあってはならない事案だと思いますので、しっかりと慎重に対応していただきたいと思います。

これに関しては、私もたくさん言いたいことはあるんですけども、ちょっと時間の都合もありますが、ただ、その中でも、私は、ああ、これはいいことをやっているなということもありました。もう話ががらっと変わりますけども、ファイナンシャルプランニング業務というのを、これは57万円の予算で委託でやられていますが、すごくいいことだと、これらについては私は思います。

やっぱり私がここで申し上げているのは、重複滞納者と悪質滞納者のことでありますが、本当に払いたいけど払えないという方が中には結構おられまして、そういう方たちのための生活再建にファイナンシャルプランニング業務というのをやっているというふうにお聞きしました。これこそ公務員の市民に寄り添った形の行政サービスだと思っております。

そのファイナンシャルプランニング業務の成果というのが現時点でわかれば、ちょっと教えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 山内議員の御質問にお答えをいたします。

ファイナンシャルプランナーの活用につきましては、昨年度、ファイナンシャルプランナーの方が、そういう徴収についての研修会の講師としてお見えになりまして、その中で、負債を悪質な方については、もう堅固とした対応をとるしかない。しかし、払いたくても払えない方については、払う方法をいかに提供するかという面が大切だよということを、説明会で言われまして、私も感銘いたしまして、今年度から活用できればということで、国保事業の予算で今回は年10回の来島という委託契約の中で進めておりますけれども、そういう対象者につきましては、毎回二、三件でございますけれども、市の職員では提供できないような情報を幅広い見地から、滞納者の方の立場になって考えてくださるという点で、相談者も大変快く思っているようでございます。

また、その成果という部分については、はっきりした数字というのは目に見えておりませんが、今後出てくると確信をいたしております。

以上でございます。



○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） この制度は成果が出るまでぜひやっていただきたいと思います。必ずや成果が出ると思いますし、やっぱりそういう方というのは、相談の窓口が欲しいわけですから、払いたくても、どうしても払えないというその相談業務が、誰にもなかなか言えないことなんです。そういう個人情報ですから。そういうことは、ぜひとも寄り添ってあげて、しっかり対応をしていただきたいと思います。

まずは、債権管理の本当の目標というのは、私は回収にあると思っています。回収とあわせて、そういうふうな、なかなか払えないという方のためにも、そういう委託業務ですけども、寄り添った制度をしっかりと活用していただいて、これからはちゃんとした回収ができるように努めていただきたいと思いますし、ちょっともう苦言ですけども、先ほど言ったようなことが二度とこれから起こらないような万全の体制を整えながら、債権管理という慎重なことですけども、やっていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次は、壱岐市福岡事務所閉所に伴うデメリット対策についてということで通告を出しております。

9月会議の行政報告で、東京事務所開設によって、福岡事務所を閉鎖するとの報告がありました。このことについては、当時、議員からも質問があり、東京事務所の必要性は、通告にはほんの少しと書いていますが、若干以下、理解したところでございます。

しかしながら、閉所によってデメリットを最小限に抑えるという、その協議をするというふうに言われておりました。平成23年から開設をしておる福岡のこれからの市場という中で、この判断に私は疑問が残りました。東京事務所でも、また福岡事務所と同様のことをこれからされていくのか。また、新たな戦略があるのか。デメリット対策と東京での展望について、ちょっと御質問をさせていただきます。

一つ目ですが、これまでの福岡事務所の成果はどういったものがあるか。二つ目ですが、閉所によって予想されるデメリットは何か。また、その対応策はあるのか。

そして、今回、補正予算に計上されておりましたが、東京事務所設置に係る経費、これは予算内の内訳でも結構ですが、と、職員の配置はどのように考えているか。あと、かかるであろうランニングコストはもう試算されてあるでしょうかから、そのこともわかれば、どうぞ御回答をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 山内議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の福岡事務所のこれまでの成果についてでございます。

平成23年4月の開設以降、ラジオを活用した壱岐の魅力発信や、SNSによる情報発信を中心に、壱岐の知名度向上に努めてきたところでございます。

また、福岡市内で行われるイベントへも積極的に参加し、壱岐の観光及び物産振興を図ってまいりました。さらに、I k i I k i サポートショップ制度を導入し、壱岐焼酎や壱岐産食材を使った飲食店と連携した壱岐フェアや、ポスターやパンフレットを利用した観光PRを展開し、現在まで1都1府2県、57店舗の登録をしているところでございます。

また、会員に250社、発足40周年を迎えた西日本支店長会にも加入し、本市が取り組んできた事業のPRや、年1回実施される県外視察研修も、昨年を含め2回、壱岐へ御視察のため御来島いただくなど、各企業とも順調におつき合いをしていただいているところでございます。

次に、2点目の閉所によって予想されるデメリットについてでございます。

また、その対応策はあるのかという点につきましてですが、来年3月末をもって福岡事務所を閉所いたしますが、これまで続けてきたラジオを活用した情報発信や壱岐焼酎PRイベント、ホテルのレストランと連携した壱岐フェアなど、各種事業は、来年度以降も観光課及び商工振興課直轄事業として継続してまいります。

また、福岡における壱岐市ふるさと商社の活動は増しており、ふるさと商社で対応できる業務もございますので、デメリット解消につながるものと考えております。

デメリットとしては、これまで常設であった事務所がなくなることで、事業に協力いただく相手方と急な打ち合わせが必要となった際のスピード感が欠けることが危惧されますが、職員の出張対応等により迅速に対処してまいります。

また、これまで継続して参画していた各イベントや来年度以降も積極的に参加し、福岡事務所閉所イコール福岡での壱岐の活動がゼロとならない対策を常に講じてまいります。

次に、東京事務所の開設についてでございますが、これまで壱岐市は平成16年8月の長崎県福岡事務所への職員派遣を皮切りに、平成23年度にはベイサイドプレイスに、壱岐市単独での福岡事務所の開設、29年度には博多駅前の現在の場所へ福岡事務所を移転し、活動範囲を広げてまいりました。その積み重ねの結果、東京首都圏での事業展開ができる東京事務所の開設につながったことを御理解いただきたいと考えております。

全国の情報が集まる東京都で活動することは、全国に情報発信ができるということになります。そういった意味でも東京事務所の開設意義は非常に大きいと考えております。

東京事務所設置に係る経費と職員の配置についてでございますが、現在のところ、東京事務所の職員配置は2名を想定しております。2名のうち1名は東京事務所長として市職員を派遣し、もう一名は現地で任期付き職員を採用するように考えております。

東京事務所の一番の使命は、首都圏における本市の認知度向上を図り、国内外へ情報発信につなげることで考えております。業務の柱といたしましては、1点目が、本市の観光宣伝と観光客の誘客に関する事、2点目が、物産の宣伝、販路開拓、販売促進に関する事を中心に活動するように考えております。

具体的には、本市の観光宣伝につきましては、情報があふれる首都圏での有効な手法は何かあるのかを、事務所開設後に探求した上で実施したいと考えております。観光客の誘客につきましては、首都圏を中心に旅行社への営業活動に年間延べ200回以上の訪問を行い、本市への旅行商品の造成、誘客につながるよう取り組んでまいります。物産振興につきましては、福岡事務所でのノウハウを生かし、都内レストランや大型店舗、日本橋長崎館での壱岐フェアの開催、そして、I k i I k i サポートショップの掘り起こしを主な業務として取り組むように考えております。

最後に、東京事務所の設置に係る経費についてでございますが、営業に要する旅費や宣伝広告掲載費用、物産フェア開催経費など活動費用、そして、事務所と職員宿舍の借り上げ料等で、合計1,400万円ほどの事業予算が必要と見込んでおります。これに、東京事務所に配置される職員2名分の人件費が加わることとなります。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 福岡事務所の成果は、私も目を見張るほどすごいものがあると思いました。でも、これはやっぱり長年培ってきたものだと思っております。それがそのまま東京事務所に移行できるかは私は考えておりませんし、東京事務所が何年これからやっていくかということも、まだしっかりと先の展望ができていないのかなというふうに思います。

東京事務所を設置するに当たって、私は福岡事務所を閉める必要があるのかなということと、情報発信は福岡事務所からでも可能ではないのかと。で、東京こそ福岡からの出張で大丈夫じゃないかと。いろんなことが当たり前のように私の中では出てくるんですが、しかも、1,400万円プラス2名の人件費ということは、これは相当の額、コスト的にかかると思います。

また、福岡での成果のデメリット対策で、観光課からの、壱岐からの出張と。しかしながら、出張には日にちもかかりますし、福岡から東京までだったら2時間で済むということです。で、商社のほうも対応できるというふうにおっしゃっていましたが、商社も結構な業務量を抱えておりまして、なかなかできないんじゃないかと思ったり、商社が自走化するの、じゃいつになるんだろうと、いろんな疑問が出てきます。

それで、私なりに費用対効果という面で語らせていただくと、費用対効果を言うと何もできなくなるのが実際問題なんです。東京事務所開設に当たって、その費用対効果というのがどれほ

どなものがあるのかというのは、ちょっと部長のほうにお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの山内議員の御質問でございます。

やはり事業をするためには実際に費用対効果を図る必要がございますが、今回の東京事務所に つきましては、やはり事務所開設すぐに効果が上がるものとは考えておりません。やはり2年、3年してから物産の壱岐の食材を売り込む、東京で売り込めば、それが全国展開になりますし、壱岐のよいものの、いい商品もございます。それは高いものは高いように、東京のほうで買っていただくものと思っております。その辺あわせまして、今後の成果について努力していきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 費用対効果と、よく執行部のほうで説明されるときに言われますが、その試算もないのに何で東京事務所なのかということが、まず疑問なんです。福岡事務所を閉めるということは、その成果をなしにしても、しっかりデメリットを把握してあるのに、福岡事務所を閉めて新たなコストをかけて東京に行く。で、東京からどんだけの試算がある、費用対効果があるかわからないのに、やるというのは、やはり保たれていないと思います。

おまけに、その商社のほうも対応できるとなると、商社は自走化もするとかと言いながら、なかなかまだですし、そして、ふるさと納税のほうもやっていくというふうに前言われていたけど、そういうことも先々考えてあるのにもかかわらず、福岡事務所を閉めた分の業務を出張対応と、商社のほうで移行していくというのは、これは職員は大変だと思います。

で、福岡といえば、もう4大都市圏とも言われています。北九州・福岡は大都市圏とも言われていますし、なかなかその辺で私は納得がいけないんですけども、もうちょっと納得のいく説明がいただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山内議員の御意見は、そういう御意見でございますが、やはり議会の議員さんの中にも、東京に早く行くべきだという御意見もかつていただいたこともあります。そういった中で、じゃ、福岡も東京もか。これは、うちの財政力ではなかなか厳しいものがございます。

そういった中で、何で福岡でなくて、東京かという御意見でございますけれども、正直申し上げて、東京は、福岡で情報を発信する。それは確かにSNSもございますけれども、福岡で人材を派遣して情報を発信するとなると、やはりどうしても福岡からの情報発信は九州全体、あるいは行っても関西までだろうと思っておるわけです。

東京は、全国の人、そして世界の人が集まっております。やはりその情報発信の効果というのは、福岡と東京での発信は段違いだと私は思っております。

ですから、これは個人差でございますから、私の思いと山内議員の思いは違いますけれども、私は、東京で情報を発信する。そのことが経済効果として、じゃどれだけだというその数字的には全然私は把握しておりませんし、申し上げることもできません。

ただ、東京での情報発信、これについては、いわゆる世界の東京でございます。そういったことをぜひ御理解いただいて、それこそ今から行くわけでございますから、なかなか私の言うことは厳しゅうございますけれども、ひとつここは東京丸の内進出をぜひ御理解いただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 市長の気持ちはわかります。もう東京だというものは、御商売をされている方は特にですけども、東京マーケットというのは本当に目を見張っております。

ただし、離島から、長崎県からということで、九州マーケットもそれなりの価値はあるとは思っています。で、そこまで東京にこだわるというのは、さっき市長おっしゃられましたけど、世界に向けて情報発信をしていくと。その気持ちは本当にわかるんですが、福岡事務所が私はすごくいいところであるし、職員も頑張っていると思っておりますし、まだ地に足をつけた営業活動というのもこれからかなというときの東京の話でしたので、もっとすごい戦略的な展開があるのかと思いました。

しかし、御答弁を聞くと、結構、情報発信ばかりのほうにシフトして、なかなかその中身が見えてこなかったというのが私の感想ですが、戦略的発信、前回も同僚議員からもお話がありましたが、この戦略的というのは結構重きを置いてやられるとは思いますが、その辺のことがちょっとだけでも具体的にるのであれば、部長でも、市長なり、御答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 戦略的な活動といたしましては、先ほど言いましたように、旅行社等の訪問、それから企業団誘致の合宿活動、それから東京でのふるさと納税のPR、それからサポートショップ等の掘り起こし等、またレストランフェア等の開催を検討しております。

回数につきましては、今、いろいろな状況を見まして、回数等の戦略も検討しているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） 新しいことが出てくるのかなと思っていましたが、これまでのことを継続して東京でやっていくというふうに理解しました。

もう本当にやるんだらうなというふうに思いますし、私の中では、ちょっとまだ夢物語なんですけど。やるならば、しっかりと戦略としっかりとターゲットを見定めてやらないと、1年たってすぐ帰ってくるようなことになっても、市長もさっきおっしゃられましたけど、財政的にも厳しいですし、やらないといけないと思います。その辺をもうちょっと、時間はありますけども、私の中では、福岡事務所を存続させて、東京ははっきり言って反対なんですけども、ちゃんとした戦略、そしてそれに付随する継続事業でもいいですけど、継続事業からのもっと一歩入り込んだ集客の仕方とかというの、もっと裏づけがあってしかるべきかなと思います。それは、これからどんどん出てくるとは思いますけども、その辺もしっかり見きわめてやっていくのが筋だと思います。よく入りに目を向けてというふうにいるような方が言われますけども、ちょっとそれに似たようなところがあったので、今回質問をさせていただきました。

それと、もう最後の質問にさせていただきますが、政策評価に係る審査結果で、9月のときにあったんですけど、福岡事務所が、市長が先に東京にやるから、もう総合判定はDだということであったんですけども、しっかりとした評価ですから、審査結果ですから、そういう意見なしに、評価は評価でやるべきだと思うんです。

で、そういう評価が間違っているというか、これはもう先に言ったからDになっているというのは、まずもっておかしくて、ちゃんとした評価をした上のDならば、それでいいですよ。課長の答弁だったら、先にもう決まっていたから、もうD判定にしましたというふうに聞いているので、こういうことは今後はやめていただきたい。ちゃんとした、職員はしっかりやっている。その評価がDというのは、ちょっとがくつときます。誰でもそうだと思いますけども。その辺の改善をぜひお願いしたいと思いますが、これについて御答弁があれば、お願いします。ないならよろしいですけど。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 福岡事務所につきましては、判定がDでございましたが、実際の評価はしております。廃止ということでDにしておりますが、今後の政策評価につきましては、その辺改めまして評価をさせていただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 山内議員。

○議員（2番 山内 豊君） ぜひそういうちゃんとした評価の仕方を私は求めます。

以上で、突然回ってきた私の一般質問を終わります。

〔山内 豊議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山内豊議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時20分とします。

午後 0 時 29 分休憩

午後 1 時 20 分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7 番、音嶋正吾議員の登壇をお願いをいたします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7 番 音嶋 正吾君） それでは、通告に従いまして、7 番、音嶋正吾が一般質問をいたします。

今回は、大きくは 3 点、一般質問をいたします。

まず、第 1 点といたしましては、気候非常事態宣言と SDG s について質問をいたします。

昨日から同僚議員が SDG s に関してはかなり深く質問をされました。それで、私はなるべく割愛をして質問をしたいと思えます。しかし、今なぜこの小さい自治体、島から、全国最初のいわゆる気候非常事態宣言を発したのかという、この意義深い点について、私は申し述べてみたい。非常に私はこのことは評価をいたしております。

そして、私はこのことを実践に移して、必ずや実現をしていただきたい。まずは 2030 年までの企画を、きちっと成果を出していただきたいというものであります。

まず、私が皆さんとお会いをして、このスーツを着ておりましたら、このバッジ、あなた、これは何ですかと言われます。ですから、私は、SDG s と申します。しかし、日本語で皆さん方にわかりやすく説明をします。持続可能な開発目標ですと。自分たちは今、この時代に生きておりますが、将来にわたって皆さんが住みやすい郷土をつくるための指針を指し示すものというふうに、私は説明をしております。非常に気候非常事態宣言と SDG s については、マッチングした面がございます。共通した点がございます。

壱岐市におきましては、まず、気候変動により災害が頻発しておるという現状、そして、時間雨量 50 ミリ以上の豪雨が顕著に発生をして、本市も甚大な被害をこうむった過去の経験があるということ。

そして、海水温の上昇に伴う藻場の枯渇により、非常に水産業の低迷を招いておるといような状況に鑑みて、やはり気候変動の問題の解決なくして、この問題の解決はないというふうに強い危機感を持って、この気候非常事態宣言を発したものと、私は理解をしております。

今現在、やはりこの温暖化の原因は、何といたしましても温室効果ガスがもたらすものであります。いわゆる温室効果ガスと申しますのは、二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、フロン等がございます。この温室効果ガスの約 76% が二酸化炭素であります。メタンが約 16% 程度、そして、

一酸化窒素が6.2%、フロンが2%というような状況であります。

そして、この温室効果ガスを排出しております大量排出国と申しますのは、まず第一に中国であります。これが全体の約26%を排出しております。そして、アメリカ16%、インドそして日本が全体の、これは二酸化炭素に換算した値であります、4.5%。これを見ますとほとんどがGDP、いわゆる世界の国内総生産の上位の国が排出をしておるといふことでもあります。

その影響を受けておるのは、我々も同じであります。自分さえよければいいというような、そういう身勝手なことは許されません。現に、我々もこれだけ漁業の不振で経済が低迷する。そうしたことをまず私はこの小さな自治体である壱岐市がコミットメントしたこと、大変意義あることであると思っております。これを昨日からも同僚議員が申しておりましたが、明確な指針を持って、計画を持って実施に移すこと。それが第一でございます。

まず、本市では省エネ対策、いわゆる4Rと申しますが、ごみの抑制、そして再利用、リサイクル、そしてごみを発生させない、リフューズ、こうした取り組みをもって今後目標値を上げてやっていくということを宣言いたしております。

ですから、この数値に関しては、もう結構です。きのうも申し述べられましたので。要するに、リサイクルに関しては、これは壱岐市は褒めていいです。長崎県一であります。これは大変評価すべきことである。これに安住するのではなくて、今、目標として上げておられますのが、現在、リサイクル率は36%であると。これを40%に、2030年ぐらいまでに上げていくという指針を示しておられます。ですから、これに対して明確に実施できるようにしていただきたい。

そしてまた、2030年までには、再生可能エネルギーを40%ですか。済みません。現在9%です。そして、2030年までに24%に削減すると。そして、2050年までには100%にするというふうに目標を上げておられる。

そうしますと、どうしても壱岐の場合は海底電線もございません。九州電力の関係の皆さんにお尋ねをいたしましたらば、今の火力発電が50%以下に、いわゆるエンジンの稼働力を落としました場合は、これはそれ以下には落とせないということでありました。

そうしますと、今、市の取り組みといたしましては、リチウムイオンを利用して蓄電装置を設けるというような具体的な計画も上げておられます。こういうのを着実に利用して、やはり、一自治体がここまでやったのかと言えるように持って行っていただきたい。ただコミットメントをただけでは何もならない。それを実現して初めてやったらば全ての面で壱岐市としての商品として売れると思うんです。ああ、壱岐はすごいなと。そこまで徹底してやっていただきたい。そのことをまず申し述べたい。

そして、3点目の質問であります、今現在、森林資源そして海底、いわゆる海底というのは、藻場とか、いろんなものがあるでしょう。それを総合しますと、約111億トンの浄化能力がご



ざいます。自然です。現在、2008年の二酸化炭素の排出量は、2,607億トンです。ですから、約147億トン相当は余剰になって温室効果ガスとして大気中に滞留をしておると。もうこれ以上自然は浄化できないよというような状態になっておるわけです。

そういう現実の中で、何で壱岐市はこうして取り組むのかということ、市民の皆さん方にわかっていただきたいんです。なぜ取り組むのかと。壱州弁で言いました、「わけくちやわからんこつば、なしするか」ということにならないように、やはり私は皆さん方に、その必要性を説明をしておるといふことであります。

そして、3点目でございます。こういう取り組みの中で、私はSDGs、全てクリアするんじゃない、クリアすべきですが、これは申しわけございません。クリアすべきであります、この中で、壱岐市は何に重点を置くのかということ、私は、あくまでも今申しましたように、気候非常事態宣言を発しておりますので、SDGsとこの整合性を担保すべき施策に重点をシフトしてやるべきであろうと考えております。

そして、最終的には環境サミットを全国に先駆けて、この実績を踏まえて、この壱岐市でやっていただきたい。そういう意気込みで取り組んでいただきたいと思うわけでございます。まずは、市長の今までに關する実直なるお考えをお尋ねいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、音嶋正吾議員の御質問にお答えをいたします。

SDGsと気候非常事態宣言についてでございます。

まず、先ほどSDGsのわかりやすい御説明を、大変ありがとうございました。

まず、第1項目めのごみ減量化、リサイクル等についてでございますけれども、9月に宣言いたしました気候非常事態宣言の中の一つの取り組みとして、省エネルギーへの取り組みとあわせて、全市民による家庭生活並びに社会生活、産業活動に伴って発生するごみの減量化・発生抑制の取り組みとして、4Rの取り組みをさらに進めることといたしております。

4Rのうちに、リユース、いわゆる再利用でございますけれども、これにつきましては、ビール瓶あるいは焼酎瓶等に品目が限られておりますので、なかなか拡大については難しゅうございますが、現在、壱岐市では、ごみの排出によりまして、議員御承知のとおり、現在は10種、21の分別による排出によりまして、リサイクルを推進いたしております。

議員御指摘のように、現在約36%、長崎県内の平均は15%でありますから、大きく第1位を保っているわけでございます。これにつきましても、2030年には40%を目標と掲げておるわけでございまして、これについては、やはり品目をふやすということが一つのリサイクルの率を上げることにつながるかと思っておりますが、来年度からペットボトルのふたについても収

集品目に加えて、リサイクルするようにいたしております。

そういったことで、品目を今後ふやしていく。このことがリサイクル率を上げるということにつながるかと思っております。

また、今回の宣言の中でのごみ減量化活動といたしまして、数値目標として設定が難しいリデュース、ごみの排出抑制対策並びにリフューズ、発生回避の活動にも積極的に取り組みを進めていくことといたしております。

これらの対策といたしましては、地球温暖化防止キャンペーン等のイベントにおいて、買い物バッグの配布を進めてまいりましたけれども、来年度からはレジ袋が有料化されます。マイバッグを持参していただくよう、さらに啓発を進めてまいります。

このようなごみの減量化対策であります4Rの取り組みにつきましては、何より市民の皆様の普段からの意識が大切でございます。何とぞ、御理解、御協力をお願いしたいと思っている次第であります。島の自然環境、特に海の景観を生かして、癒しの島として発信をして、観光客の増加や、交流人口の拡大を目指している壱岐市でありますので、海洋汚染の原因となるプラスチックごみの排出削減対策にも取り組み、これまで以上に環境破壊につながる地球温暖化の防止に対する意識を高めていただくよう、啓発推進に取り組んでまいります。

2点目の2050年までに市内で使用するエネルギーを、化石燃料から、いわゆるエネルギーミックス100%に持っていくということでございます。

そのことについてでございますけれども、御指摘のとおり太陽光や風力による発電は不安定であり、電力の需給バランスを保つため、内燃力発電による調整がなされ、必要に応じて出力制限も実施されているのが現状でございます。

現在、9%の再生可能エネルギーの充当率でございますけれども、実は、設備的には21%の能力がございます。したがって、その差につきましては無駄になっているという現状でございます。九州本土と系統連携していない本市におきましては、再生可能エネルギーの導入を拡大することは、現状では大変困難でございます。しかし、地球の気候変動は既に待ったなしの状態であります。気候変動による危機的状況を回避するためには、化石燃料に頼らないエネルギー利用を推進していく必要があります。

そのためには、再生可能エネルギーの導入拡大が不可欠であります。現在、不安定な再生可能エネルギーを安定したエネルギーとして蓄える技術は大きく2つに分かれております。一つは、先ほどおっしゃられました、本日ノーベル化学賞をもらわれました吉野先生の発明されたりチウム電池の活用でございます。いま一つは、水素に変換する技術であります。そのうち壱岐市はこの再生可能エネルギーの拡大を図るために、水素の活用を検討いたしております。第2次総合計画において、低炭素の島づくりの推進のために、再生可能エネルギーと水素の組み合わせに着目

してありまして、平成30年度には、水素・再生可能エネルギーの導入ビジョンの策定を行いました。現在、出力制限によって無駄になっている再生可能エネルギーを水素として貯蔵し、必要な需要に応じてエネルギーとして活用することができれば、今以上に再生可能エネルギーの導入拡大が図られます。

現在、内燃力発電が担っているベースロード電源、基幹電源でございますけれども、この役割を再生可能エネルギーと水素の組み合わせで補うことができれば、脱炭素化の実現に大きく近づきます。

壱岐市といたしましては、ビジョンに基づき、再生可能エネルギーにより水素を製造・貯蔵し、必要に応じてエネルギーとして利用する実証システムを来年度導入し、CO<sub>2</sub>排出量削減効果や経済性等について検証を行うための実証実験に着手をいたします。

現在の計画では、実証実験の検証結果をもとに、2030年までに発電能力500キロワットの水素混焼エンジンを3台導入することで、2030年時点の市内の再生可能エネルギー導入率を24%とすることとしております。その後、再生可能エネルギー設備や水素発電設備をふやしていくことで、再生可能エネルギー100%を実現する予定であります。

今後、活用できる再生可能エネルギーにつきましては、国も現在、活用を推進している洋上風力が、離島である本市にとっては大きな可能性を秘めたエネルギー資源であると考えております。

この水素を活用した再生可能エネルギーの導入・拡大につきましては多額の費用が必要となることも考えておりますが、来年度以降の実証実験では、経済性についても厳しく検証し、ビジネスモデルとして成立することを明らかにすることで、民間企業からの投資も期待できる。あるいは、民間主体の事業となることを想定いたしております。

いずれにしましても、この取り組みについては、御指摘のとおり九州電力株式会社との連携強化なくしては実現が困難であります。九州電力株式会社の御協力を賜りながら、市民の皆様にも脱炭素社会の推進についての御理解をいただいた上で、民間企業等と連携して、目標達成に努めてまいります。

参考ではございますけれども、水素混焼エンジンと申しますのは、水素と液体燃料、重油、軽油、バイオ燃料などを混ぜて燃焼させて発電するディーゼルエンジンのことでございます。

そういったことで、混焼エンジンでございますけれども、バイオ燃料ということになります、御存のように、既にミドリムシからのバイオ燃料が実用化されておりますので、水素混焼エンジンにこのバイオ燃料を混ぜれば、エネルギーミックス100%が達成できると考えておるところであります。

それから、3点目に、森林の適正な管理はどうかということでございます。

木などの自然界の植物は、光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を排出しながら

成長いたします。植林により木をふやすことももちろんでございますけれども、森林において成長し切った木をそのままにしておくと、その木によって日光が遮られるなど、CO<sub>2</sub>を吸収する能力が大きい成長段階の木の成長が妨げられる可能性がございます。CO<sub>2</sub>削減の効果を高めるためには、計画的に伐採することも必要でございます。森の土壌に蓄えられた栄養分が雨などにより河川を通じて海に至り、資源豊かな海をつくることにもつながります。

国においても、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、防災・災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところでございます。

本市におきましては、産業としての林業が少ない状況で、森林組合において県の補助事業等を活用した範囲での間伐が行われております。森林環境譲与税は、本年度から国から各自治体への譲与が始まります。この財源を有効に活用し、適正な森林整備に役立ててまいります。

4点目に、気候非常事態宣言についての連携を広く呼びかけるのは、どのような手法によってやるのかということでございます。

9月に承認いただいた気候非常事態宣言につきましては、あらゆる機会を捉えて周知に努めているところでございます。10月に佐世保市で行われました九州市長会の意見交換会では、第3分科会で私が登壇市でございましたので、発表の最後に宣言への連携について呼びかけを行いました。対外的に宣言を表明して以来、マスメディアやインターネットメディアによる取材や他自治体からの問い合わせなど、多くの反響をいただいております。

他の自治体からは、行政のほか、議員や住民の方からもお問い合わせをいただいております。行政職員や議員の方の本市への視察等も相次いでいる状況でございます。

マスメディアに関しましては、ジャパントイムスという英字新聞社からも取材がございまして、気候変動が世界的な関心事であることを改めて認識いたしました。最近では、11月26日付の毎日新聞の全国版にインタビュー記事が掲載されたところでございます。

また、環境問題や気候変動に関するセミナー等にも登壇のお声かけをいただいております。本市の宣言に至る経緯などについてお話しさせていただくとともに、宣言への連携について呼びかけをさせていただいております。

12月6日には、東京ビッグサイトで開催されました、ゼロエミッション都市と気候非常事態宣言と銘打った日本で最初の気候非常事態宣言に関するシンポジウムにも参加いたしました。ともに参加された小池都知事に続いて、本市の宣言について講演をいたしました。このように、現在は取材、視察あるいはセミナーへの登壇等の対応が非常に多い状況でございます。気候非常事態宣言は当然SDGsの推進の流れの中で行ったものでございます。

現在、同じ九州地域のSDGs未来都市として連携して活動を行っている北九州市並びに熊本

県小国町にも宣言についての連携を呼びかけておりますとともに、現在60あるSDGs未来都市にも連携を呼びかけていきたいと考えております。

加えて、特に地球環境の保全に高い意識を持たれている徳島県上勝町や鳥取県北栄町、福岡県大木町、鹿児島県大崎町などの宣言について強い興味を持たれている自治体とともに連携を図りながら、国への働きかけをも含めたより大きな連携の動きを模索していきたいと考えております。

現時点では10月4日に、神奈川県鎌倉市、10月5日に長野県白馬村、10月6日に長野県が宣言をいたしておりまして、現在、4つの自治体が宣言をしておるところでございます。

最後に、環境サミットはどうかということでございます。

頑張って計画をしてみたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） 市長がきのう、理想に向かって全ての人が行動するということがお述べになりました。私は、理想に終わらないように、あくまでもやはり実施をしていただきたい。結果を残していただきたいと、まずそのことをお願いをする。壱岐は壱岐なりのやはりSDGsがあるんです。全てグローバルなSDGsじゃなくて、壱岐らしさのSDGsを目指していただきたいなというふうに思っております。

そして、もう一つ、皆さん方に御報告を申し上げますが、この二酸化炭素、温室効果ガスを排出している国は、今、日本が批准しております国家として196の国がございます。国連に加盟しているのは193の国があります。しかし、そのうちGDPの10傑に入る国が全体の70%を排出しているんです。70%。いいですか、自分さえよければいいというような身勝手な思考は今すぐやめていただきたい。

なぜかといいますと、今、この時間、福岡では中村哲先生の葬儀、告別式が行われております。この方の今までの取り組みを見てみますと、医療支援、そして2000年の干ばつにおいて作物が何もできないと。そこに住むアフガニスタンの人民は、全て難民としてパキスタン、イラクに国を離れざるを得なかったと。そして、まず医者として何もできない。いわゆる渴きと飢え、これには何もなすすべがなかったというふうに言われ、そして、この写真を見てください。このどぶ水にひざまずいて子供が水を飲んでいるんです。安全な水を子供たちに供給しなければ、どうもできないと。この原因をつくったのは誰なんですか。先進国ですよ、先進国。

ですから、みんなでこうした問題を共有すべきなんです。私は、この先進地になれば、壱岐市は必ずや全国にやはり名が売れ、ああ、優しいんだな。壱岐の島の人はそのように優しいんだなど。昔からよく言われます。近きもの喜ばば、遠きから来ると。地元に住む住人が喜んだらね、いやでも来るんです。私は、そういう心豊かなこの壱岐の風土を残しながら、やはり今後進

んでいただきたいなということが全てであります。

今、この中村哲先生の葬儀がっております。彼の志半ばでお亡くなりになりましたけど、彼の、先生の命は輝くと思います、必ず。これが国際貢献ではないかと。貢献ですよ。アフガニスタンの大統領がみずからひつぎを担いで弔意をあらわす。日本は何ですか。副大臣が成田につけさせて、何で福岡空港に来んの。私は、こういう温かさが無い、温かさが。全て彼らは国際NGOですが、非政府系のボランティアです。個人の献金を全てあれして頑張っておられる。

私は、こういうことがあるので、なおさら自分さえよければと、そうした考え方とは成り立たないと。196の国・国家があって、十何カ国かの先進国がそうした途上国の皆さん方を飢餓、困窮に陥れているんです。ツバルという島なんかは、温暖化のせいで沈没するかもしれないというんです。

ですから、私はこの小さな壱岐の自治体で全国最初にコミットメントしたことは高く評価するし、このことを必ずや実現に向けて達成していただきたい。そのことを申し述べ、次の質問に移りたいと思います。

火災現場の指令について、消防長にお尋ねをいたします。

筒城仲触におきまして、とうとい人命が失われる火災が発生をいたしました。火災発生からかなり長時間鎮火という放送が発せられなかった。なぜなのか。この因果関係、そして、これを検証した結果はどうなっておるのかということ、まずお尋ねをいたします。

2点目として、火災現場周辺の水源池の把握認識度はどのようにされておるのかということ。

3点目は、消防団と消防署の現場指揮系統はどうなっておるのか、について、消防長の見解を求めます。

○議長（豊坂 敏文君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 7番、音嶋議員の御質問にお答えいたします。

石田町筒城仲触で発生した住宅火災延焼の因果関係、検証についての見解ということでございます。

まず、火災の概要について御説明いたします。

本火災を令和元年9月9日午前7時49分に119番通報で覚知し出場しております。敷地内には4棟の建物があり、そのうちの3棟が全焼しております。焼損面積が約464平方メートル、坪に換算しますと約140坪となります。また、68歳男性が全身熱傷で長崎県ドクターヘリで福岡大学病院へ搬送されましたが、翌日に死亡されておられます。

鎮火が午前10時41分ということで、覚知から鎮火まで2時間52分を要しております。先着隊が到着した時点で、3棟のうち中央にあった建物の屋根は全て焼け落ちており、最盛期を過

ぎた状態であり、隣接する2棟の建物へ延焼拡大している状態でありました。

鎮火前に火勢鎮圧時刻というのがあります。これは、火の勢いが消防隊の消火活動によって抑えられ、拡大の危険がなくなった時刻ということになります。それが午前8時54分であり、覚知から約1時間後には延焼拡大を抑えております。

鎮火というのは、再燃のおそれがないと認定した時刻です。建物の中にある収容物によって変わってきます。多量の可燃物がある場合、上から消火水をかけても中まで浸透せず、消火が困難な場合があります。一つずつ搬出し、確実に消火していく作業が必要となります。今回もこのような要因があり、鎮火まで時間を要したということです。この要因というのは木材であります。建築用の木材が多量にあったということです。

この火災に出場した消防団員66名、消防署員35名、消防車両、計23台であります。当日の日中の気温は30度を超えております。このような中、消防団、消防署は懸命な消火活動を行っております。御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の火災現場周辺の水源池把握の認識度についての見解ということでございますが、今回、消防署は現場から約200メートルに位置する、現場から最も近い40トン防火水槽からポンプ車で、現場直近のタンク車へ補水しております。この防火水槽の水量だけでは対応できないと判断し、次に、現場から近い防火水槽から消防団と協力して補水態勢をとっております。消防団は周辺の池を水利として使用しております。また、これから消防署タンク車への補水も行っております。

水利の確保に当たっては、確実に水利として使用可能な場所を選択します。また、火災現場の水利状況につきましては、火災出動指令により、AVM端末タブレットに火災現場の地図が表示され、その中に水利情報も入っております。この火災で使用した水利は、防火水槽2基、ため池が3カ所でございます。

消防署では、日ごろより地水利調査を行っており、水利台帳を作成しております。また、署員に担当する地域を割り当て巡回する、担当区制度を実施して、管内を把握するように努めております。

次に、3点目の御質問、消防団と消防署の現場指揮系統の現下の見解ということでございます。

火災が発生しますと、まず、消防署の隊長が指揮をとり、出場から現場到着の活動を指示することになります。建物の炎上火災では、消防長、署長等の管理職が現場に到着すると指揮本部を立ち上げ、隊長から現場指揮を引き継ぎ、現場状況等を把握し、活動指示を行います。

消防団も同じくして本指揮本部に消防団長、地区副団長が詰め、各分団への指示を行っております。消防団の指揮命令系統は、頂点に団長、その下に各地区の副団長がいます。そして、その下に地区を管轄する分団がいるわけです。

火災時は、各分団はそれぞれが独自に活動を開始しますが、副団長が分団の活動を把握した上で、現場活動の継続また活動場所の変更等を指示して、有効な防御態勢をとっています。

現場活動において消防団と消防署の連携は最も重要視するところであります。日ごろより、消防団と消防署の連携強化に努めておりますし、良好な信頼関係が築けておるものと思っております。

また、有効な現場活動ができるよう、消防団と消防署の合同訓練を実施しております。今後とも有事の際に備えて、万全を期してまいります。

以上でございます。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） 水源に関しては、40トンの防火水槽2基とため池3カ所を使用したと。そしたら、水源に関しては完全に把握をしておると。どこの火災においても把握をしておるといふことでありますね。わかりました。

そして、指揮命令系統に関しては、壱岐市においては、壱岐市消防本部警防活動規程を読まれたような感じがいたしております。それで結構であります。しかし、やはりこういう鎮火まで時間はかかりました。鎮火のいろんな要因も、中までどうのこうの言われました。しかし、私たちは、うちのお袋です、消防署は放送するのを忘れとらんやろうかと言うぐらいに、長い時間、鎮火の放送までかかりました。みんな心配するわけです。やはり消防団の皆さん方を含めて、御苦労してあることは十分私も承知をしております。しかし、市民の安全を守る。火災とかそうした災害から守るのは消防署、消防団の最も重要な責務でありますので、今後ともよろしくお願いをいたしたい。

そして、壱岐市は消火用水の確保連携訓練協定というのを結んでおられます。生コン業者。こういうのは、いわゆる防火水槽に水を生コン車で補給すると。実際にこういう訓練をされたことはありますか。それだけ、あるかないか。

○議長（豊坂 敏文君） 下條消防長。

○消防長（下條 優治君） 現在のところ、やったことはありません。壱岐市の防災訓練の折に、連携訓練もやるようにしておりましたけども、中止になっております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） そしたら、私感ずいたことを申し上げます。

防火水槽、防火用水の標識等は、いわゆる本来の役目というのはちょっと申しわけないかもしれませんが、見つらいとか、欠けておるとかというのがあれば、あればですよ。あるんですから、



私は見ているんですから、確実に点検をしていただきたい。

そして、これは市長部局にお願いですが、やはり国土強靱化計画の中で防火水槽をもっと増設すべき、必要があるか、ないか。これは消防当局と打ち合わせをした後、対応できるものであれば対応していただきたいということを申し述べて、この件は終わりたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁は要りませんね。

○議員（7番 音嶋 正吾君） 答弁は要らない。

○議長（豊坂 敏文君） 下條消防長。

○消防長（下條 優治君） 答弁であります。先ほど言いましたけども、防災訓練の折に、連携訓練をしております。直接に防火水槽に入れたというわけではなくて、生コン組合の協力・連携は行っております。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○議員（7番 音嶋 正吾君） ありがとうございます。わかりました。

次の質問に移ります。

対馬市との連携・強化についてお尋ねをいたします。

実は、10月の21、22日に、本議会の国境離島活性化推進特別委員会のメンバーが、対馬市の同特別委員会の皆さん方と忌憚のない意見交換をいたしました。私は、赤木委員長を初め非常に実のある会議であったと思っております。

主な議題といたしましては、特に、ジェットフォイルの更新のことに話が集中いたしました。なぜかと申しますと、やはり指定航路を同じにしておるということです。そして、運航者が九州郵船であるということ。長崎県にジェットフォイルを就航しているのは九州商船と九州郵船になります。壱岐市と対馬市は、太古の昔からやはり密接な関係がございます。ですから、私たちはこうした問題に対しては運命共同体として思いをともにして、行動すべきではないかという必要性を感じたところであります。

そうしますと、今月の12月16日に、対馬から壱岐市に国境離島活性化推進委員会の皆さん方がお出でになって、九州郵船の社長も交えて懇談の場を、話し合いの場を持つというふうにご話がとんとんと進んでまいりました。私は、本当に委員長並びに議長の英断に敬意を表するものであります。離島同士仲よくすべきであります。仲よく手をつないで、携えて行けば、やはり懸案事項も早く解決するのではないかなという思いがいたします。

そして、申し上げていいかどうかわかりませんが、対馬で食べたお米が、壱岐のお米は正直おかげは要りません。おいしいです。対馬の食料の自給率、米の自給率は非常に低い。ですから、これをJA壱岐市さんがもっとアプローチをかけて、販売することはできないのかということで、私もちょっと問い合わせてみました。そしたら、今現在、全農に売っておると。1回。そして、

全農から今度は買い戻すという形をとっておる。理事の方はJ AからJ Aに売ることができないと言われましたが、過去に農協長の経験のある方は、可能であると。自主流通であるので可能であるということを申し述べられました。

こういうふうにマーケットが広がるんです。お互い、対馬のいいところは壱岐に取り入れ、壱岐が提供できることは、対馬の皆さんと手を携えてやっていく必要があるのではないかと思います。この件に関して市長の実直なる見解を賜りたい。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の対馬との連携、まさにおっしゃるとおりでございます、私自身そのように考えておるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） 最後に、頑張るということでもありますので、どういうふうに頑張られるのか、今から注視したいと思えますし、やはりとにかく近くにおる人、かわいがらにやだめですよ。遠い人ばかりかわいがってもだめです。そのことを申し上げて、私は一般質問を終わります。中村哲さんみたいな高潔な方が日本にはいらっしゃるということを誇りに思って、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす12月12日木曜日、午前10時から開きます。

なお、あすも一般質問となっており、2名の議員が登壇予定となっております。壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継をいたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますように、よろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。

午後2時10分散会

---